

世田谷区基本構想審議会第1部会

《参考資料》テーマに関連する行政計画・方針・現況等

【コミュニティ・地方自治】

- 資料1 地域行政
- 資料2 地区まちづくりの活性化への取組み（報告）
- 資料3 23区の出張所における所掌事務と職員配置の状況
- 資料4 世田谷区地域活性化に向けた指針

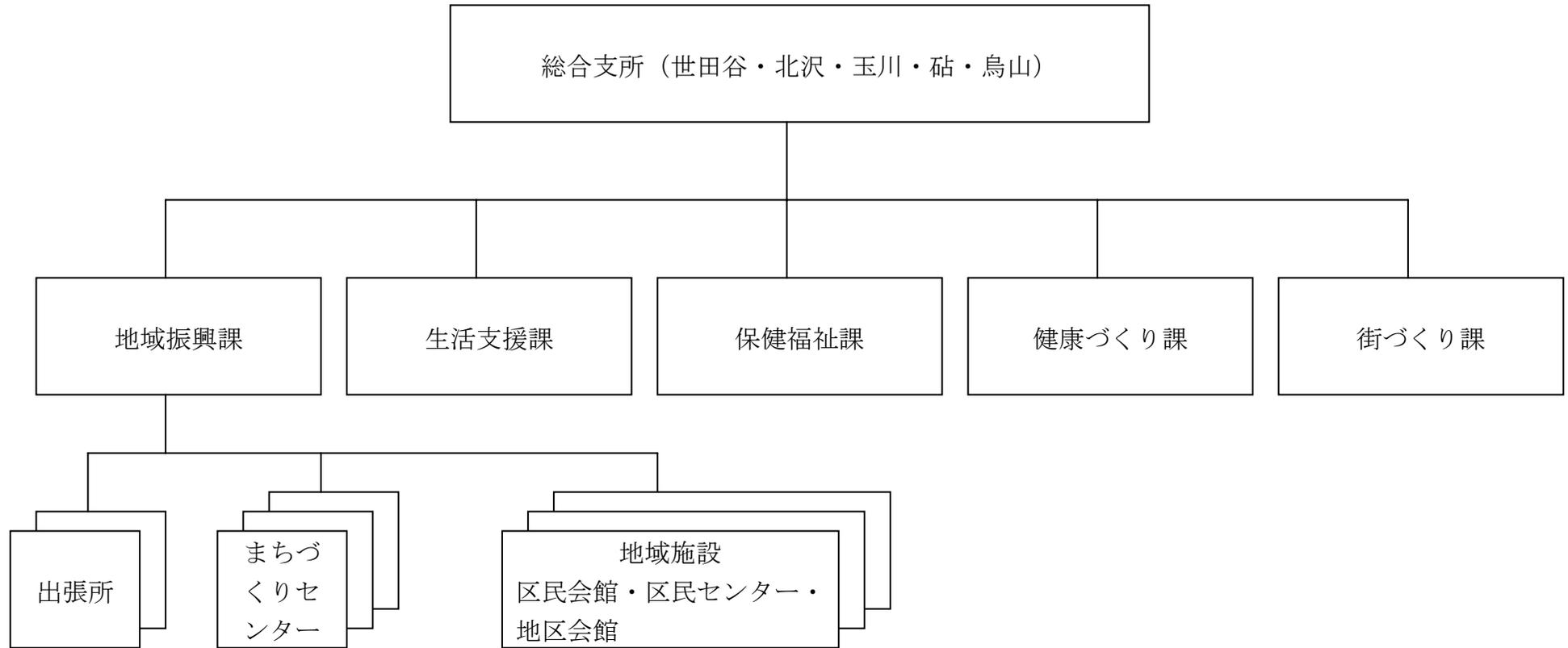
【情報・コミュニケーション】

- 資料5 広報・広聴
情報公開・個人情報保護

地域行政

- (1) 世田谷区の地域行政組織
- (2) 総合支所各課の主な仕事
(せたがや便利帳 2011 から抜粋)
- (3) 地域行政 (世田谷区政概要 2011 から抜粋)

世田谷区の地域行政組織



- ※ 区役所本庁の部署に属する地域組織・地域施設
- 土木管理事務所、公園管理事務所、清掃事務所
 - スポーツ施設（総合運動場など）、文化施設（美術館、文学館）、民家園、郷土資料館、小・中学校、幼稚園、図書館、教育相談室、ほっとスクール
 - 保育園、児童館
 - 福祉施設
 - 消費生活センター、男女共同参画センター

総合支所のご案内

※ファクシミリ番号はお問い合わせ用です。申請等はファクシミリでは取り扱っていません。

〈表 1-1〉 総合支所各課の主な仕事

課	係	主な仕事	世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所
所在地			世田谷 4-22-33 ※区役所第3 庁舎内	北沢 2-8-18 ※生活支援課、 保健福祉課、 健康づくり課 は、北沢保健 福祉センター (松原 6-3-5)	等々力 3-4-1	成城 6-2-1	南烏山 6-22-14
担当係が不明の場合			☎ 5432-1111(代)	☎ 5478-8000	☎ 3702-1131	☎ 3482-1321	☎ 3326-1202
地域 振興 課	調整係	支所庶務・ 庁舎管理	☎ 5432-2812	☎ 5478-8000	☎ 3702-1133	☎ 3482-1323	☎ 3326-1202
	計画・相談担当 (すぐやる課分室)	広報・広聴	☎ 5432-2818	☎ 5478-8038	☎ 3702-1134	☎ 3482-1324	☎ 3326-1207
	区民相談室 (相談コーナー)	区民相談、 弁護士相談等	☎ 5432-2016	☎ 5478-8001	☎ 3702-4864	☎ 3482-3139	☎ 3326-6304
	区政情報 コーナー	区政資料の閲 覧・販売、他 自治体資料の 閲覧	※区政情報セ ンターが取り 扱います。 ☎ 5432-2099	☎ 5478-8095	☎ 3702-2198	☎ 3482-3346	☎ 3326-8370
	地域振興・防 災担当	地域活動団体 助成、防災訓 練、防災区民 組織	☎ 5432-2831 FAX 5432-3032	☎ 5478-8028	☎ 3702-1603	☎ 3482-2169	☎ 3326-9249
	生涯学習・施 設担当	地区会館・区 民集会所利用 生涯学習支援	☎ 5432-2835 ☎ 5432-2840 FAX 5432-3032	☎ 5478-8045	☎ 3702-1636	☎ 3482-2001 ☎ 3482-1329	☎ 3326-9376
	戸籍係	戸籍の届出、 戸籍に関する 証明書の発行	☎ 5432-2825	☎ 5478-8041	☎ 3702-1136	☎ 3482-1326	区民・戸籍係 ☎ 3326-8293
	区民係	転入・転出手 続き、住民票、 印鑑登録・証 明	☎ 5432-2814				
		母子手帳交付、 後期高齢者医 療被保険者証 交付、介護保 険被保険者証 交付、飼い犬 の登録、指定 保養所利用受 付、国民健康 保険・国民年 金の届け出、 住民税・軽自 動車税の申告・ 納税・証明	※本庁の各担 当課(第1・2 庁舎内)が取 り扱います。	北沢出張所 (支所内) ☎ 5478-8039 FAX 5478-7052	等々力出張所 (支所内) ☎ 3702-1137 FAX 5707-7027	成城出張所 (支所内) ☎ 3482-3861 FAX 5490-7030	区民・戸籍係 ☎ 3326-8290
	※課のファクシミリ			FAX 5432-3031	FAX 5478-8004	FAX 3702-0942	FAX 3482-1655
すぐやる課 渉外担当	区民要望等へ の緊急対応	☎ 5432-2133 ☎ 5432-3065	—	—	—	—	—

課	係	主な仕事	世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所
生活支援課	管理係	民生委員・児童委員	☎ 5432-2841 ～ 2843	☎ 3323-9909	☎ 3702-1730	☎ 3482-1343	☎ 3326-6111
	子ども家庭・生活支援担当	母子・女性相談、保育園入園相談、子ども家庭総合相談	☎ 5432-2848 ☎ 5432-2915	☎ 3323-5635 ☎ 3323-9906	☎ 3702-1189	☎ 3482-5271	☎ 3326-6155
		生活相談	☎ 5432-2846 ・ 2847	☎ 3323-9910	☎ 3702-1734	☎ 3482-1344	☎ 3326-6112
		子ども手当等、子ども・ひとり親家庭医療費助成	☎ 5432-2311	☎ 3323-9910	☎ 3702-1792	☎ 3482-1344	☎ 3326-6112
		住宅手当、受験生チャレンジ支援貸付相談・受付	☎ 5432-2540	☎ 3323-1033	☎ 3702-2172	☎ 3482-5401	☎ 3326-6058
	保護担当	生活保護	☎ 5432-2862 ☎ 5432-2856 ☎ 5432-2490 ☎ 5432-2859	☎ 3323-9916 ・ 9917	☎ 3702-1742 ☎ 3702-1735	☎ 3482-3269 ☎ 3482-3352	☎ 3326-6100 ☎ 3326-6110 ☎ 3326-6113
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3034	FAX 3323-9925	FAX 3702-1520	FAX 5490-1139	FAX 3326-6169
保健福祉課	保健福祉管理係	高齢者・障害者の保健福祉サービスの経理事務	☎ 5432-2850	☎ 3323-9905	☎ 3702-1796	☎ 3482-8192	☎ 3326-9632
	地域支援担当	介護保険の相談・受付、高齢者保健福祉サービス	☎ 5432-2885	☎ 3323-9907	☎ 3702-1894	☎ 3482-8193	☎ 3326-6136
	障害支援担当	障害者自立支援法の相談、障害者の保健福祉サービス	☎ 5432-2865	☎ 3323-1734	☎ 3702-2092	☎ 3482-8198	☎ 3326-6115
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3049	FAX 3323-9925	FAX 5707-2661	FAX 3482-1796	FAX 3326-6154
健康づくり課	事業係	乳幼児健診、母親学級、歯科保健相談、予防接種票・がん検診受診票発行、医療費助成申請、区民健診、食生活相談室、健康教室、細菌検査	☎ 5432-2893	☎ 3323-1731	☎ 3702-1948	☎ 3483-3161	☎ 3308-8228
	保健相談係	健康相談、育児相談、こころの健康相談、家庭訪問、デイケア	☎ 5432-2896	☎ 3323-1736	☎ 3702-1982	☎ 3483-3166	☎ 3308-8246
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3074	FAX 3323-1738	FAX 3702-1520	FAX 3483-3167	FAX 3308-3036

課	係	主な仕事	世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所
街づくり課	街づくり担当	用途地域、建ぺい率、容積率、高度地区、防火地域、日影規制時間、都市計画、地区計画、土地区画整理事業区域（世田谷を除く）、建築確認の条例等手続き（街づくり条例・住環境整備条例・中高層条例・小規模宅地開発指導要綱・みどりの基本条例関係）、建築計画概要書閲覧、風致地区の許可（砧・玉川のみ）、建築台帳証明（世田谷を除く）	☎ 5432-2870 ～ 2872 ☎ 5432-2460	☎ 5478-8031 ☎ 5478-8073 ☎ 5478-8074 ☎ 5478-8076	☎ 3702-4513 ☎ 3702-4539 ☎ 3702-4573	☎ 3482-2594 ☎ 3482-1398 ☎ 3482-1301	☎ 3326-9618
	街づくり担当 (土木担当)	自動車臨時運行許可 道路・公園等の相談	☎ 5432-2870		☎ 3702-4538 ☎ 3702-2179		☎ 3326-6306
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3055	FAX 5478-8019	FAX 3702-4094	FAX 3482-1471	FAX 3326-6159

地域行政

地域行政の展開

世田谷区においては、地域住民に密着した総合的なサービスの提供、地域の実情に沿ったまちづくりや地域福祉の推進などの重要な課題に取り組むため、昭和53年に制定した「世田谷区基本構想」(当時)に基づき、本庁を全区的な中枢管理機関としての性格をもつものとして位置付け、地域にかかわる事務事業や地域住民への行政サービスを総合的に行う機関として新たに総合支所を整備することとした。

地域の区分は、区民の日常生活圏、交通事情、歴史的沿革等を勘案して、世田谷・北沢・玉川・砧・烏山の5地域とし、出張所・福祉事務所・保健所等の区行政機関の管轄区域についても整合を図った。

《地域行政 3つの目的》

- 1 地域住民に密着した総合的サービスの展開
- 2 地域の実態に即したまちづくりの展開
- 3 区政への区民参加の促進

平成3年4月「区民課」「地域振興課」「福祉事務所」「街づくり課」「土木課」の1部5課体制を基本として5つの総合支所を開設し、本格的な地域行政制度がスタートした。

その後、さらなる地域展開の充実を図るため、数回にわたり執行体制の見直しを行っている。

地域行政のあゆみ

昭和53年6月 「世田谷区基本構想」議決
昭和54年4月 「地域行政推進本部」設置
6月 「地域行政基本方針」策定
昭和56年3月 「地域行政のあり方」
「地域行政基本計画案」
(地域行政検討プロジェクトチーム報告)
9月 「地域行政区民の集い」実施
昭和58年7月 「地域行政参事」発足
各支所に「地域活動推進係」設置

11月 住民記録ファクシミリサービス開始
昭和60年4月 「烏山福祉事務所」新設
12月 北沢・烏山両地域に「支所開設準備担当副参事」設置
昭和61年4月 各支所に「防災係」設置
北沢・烏山両地域に「支所開設準備室」設置
7月 玉川・砧両支所に「区民課」、
「土木課」設置
「身近なまちづくり支援制度」発足
昭和62年11月 「地域行政推進計画」
(地域行政推進プロジェクトチーム最終報告)
昭和63年2月 「地域行政推進計画」策定
6月 「地域行政実施本部」設置
「今後の望ましい出張所像をもとめて」
(出張所機能検討委員会最終報告)
10月 世田谷地域に「支所開設準備室」設置
平成元年5月 「地域行政実施計画(案)」策定
7月 組織改正、地域行政の総合的推進体制を整備
10月 「地域行政実施計画」策定
「官公署説明会」「関係団体合同説明会」実施
「地区説明会」実施
平成2年5月 出張所等名称区民アイデア募集
7月 「地域行政移行計画」策定
平成3年4月 5総合支所開設
「地域調整室」設置
平成5年3月 「地域計画原案」策定
平成5～6年 「地区カルテ」作成
平成6年3月 「地域整備方針原案」作成
4月 「制度改革・地域行政推進室」設置
9月 新たな「世田谷区基本構想」議決
平成7年3月 「第2次地域行政推進計画」策定
4月 「身近なまちづくり推進員制度」

- を整理・統合し、「身近なまちづくり推進協議会」発足
総合支所に「副支所長」「福祉保健連携担当参事」「計画・相談主査」「福祉保健総合相談窓口」設置
出張所に「まちづくり主査」設置
企画部に「地域行政担当副参事」設置
- 平成8年4月 「地域保健福祉推進本部」設置
- 平成9年4月 「保健所」「福祉事務所」を統合再編し、5地域に「保健福祉センター」を設置
- 平成11年4月 総合支所に「街づくり部」を設置（区民部、保健福祉センターとともに3部制）
世田谷総合支所に「地域行政担当部」を設置
各総合支所における区民相談体制の充実
- 7月 「新たな出張所をめざして」（出張所機能検討委員会最終報告）
- 平成12年4月 文化生活情報センター総合案内窓口で休日・夜間の住民票発行業務開始
- 7月 「新たな出張所への移行の方針」策定
- 平成13年6月 烏山区民センター案内窓口で休日の住民票発行業務開始
- 平成14年3月 「新たな地域行政推進の方針」策定
- 5月 「地区まちづくり支援職員」制度発足
- 7月 「地区まちづくり担当職員」制度発足
- 平成15年3月 文化生活情報センター総合案内窓口（休日・夜間）、烏山区民センター案内窓口（休日）で印鑑登録証明書発行業務開始
- 平成16年4月 総合支所の「建築指導課」を廃止し、建築確認等の事務を本庁に集約
- 5月 「新たな出張所のあり方に関する報告」策定
- 9月 「新たな出張所移行計画」策定
- 平成17年2月 「新たな地域行政の推進について」（中間のまとめ）策定
- 4月 新たな出張所のスタート（27か所の出張所の窓口を7か所に集約し、それ以外の20か所を「まちづくり出張所」として、地区まちづくり支援を強化）（出張所改革）
地域窓口調整担当課に「住民票集中管理担当係」設置
- 11月 「新たな地域行政の推進について」策定
- 平成18年4月 区民部長、保健福祉センター所長および街づくり部長を廃止し、新たに「副支所長」を設置
総合支所の「区民課」と「地域振興課」を統合し「地域振興課」を設置
総合支所の「土木課」を廃止し、事務を本庁に集約して「土木事業担当部」を設置
- 平成20年3月 「出張所改革の評価・検証」を報告
5か所の出張所で土曜日窓口を通年で開設
- 平成21年1月 「まちづくり出張所の名称のあり方に関する報告書」作成
- 10月 「まちづくり出張所」の名称を「まちづくりセンター」へ変更

地域行政制度の再構築

(「新たな地域行政の推進について(最終報告)」より)

昭和50年代から20年以上にわたり取り組んできた「地域行政」は、平成3年度以降、地区(出張所)、地域(総合支所)、全区(本庁)の三層分権型を確立し、全国に先駆けた都市内分権として成果を挙げてきた。

しかし、時代はめまぐるしく変化し、地域行政のあり方にも見直しが必要になってきた。

そこで、これまでの取り組みの評価・検証を行い、地域社会の変容や電子自治体への変革等を踏まえ、新たな時代にふさわしい地域行政の推進を図るため、今後の地域行政制度の基本的な考え方を明確にし、三層それぞれの基本的な役割などを示した。

基本的な考え方

新たな基本計画や社会経済状況の変化、制度の評価等を踏まえて、これからの時代にふさわしい地域行政を推進するための全体像として、区民主体・協働のまちづくりによる「区民自治の充実・強化」と、サービスの質の向上、スピード、スリム化による「行政運営の簡素化、効率化」、利便性の向上、区民参加の促進のための「IT化の推進」の3点を基軸として、総合的に取り組む。

1 効果的・効率的な執行体制の確立

地域行政における三層構造を基本的に維持しつつ、機能性、有効性の観点から地区(出張所)、地域(総合支所)、全区(本庁)の三層それぞれの役割を明確にし、効果的、効率的な執行体制を確立することにより、総体としての区民サービスの向上と区民参加の促進を図る。

2 コミュニティ活動の支援

少子・高齢社会の進展や大都市コミュニティの希薄化の中、より身近な地区での区民自治の充実や、区民と行政との協働の取り組みを一層促進するため、新たな出張所をはじめ、様々な地区の資源をネットワークする中で、民間活力の活用を図り自主的なまちづくりやコミュニティ活動の支援を強化する。

3 より安全で安心なまちをめざす

区民が安全で安心して暮らしていくことができるよう、保健福祉や防災、街づくりなどの行政サービスを身近な地域である総合支所を中心に施策分野の特性に応じた展開を図っていく。

4 区民参加・区民との協働の促進

電子政府世田谷の推進によるIT機器の活用等により、窓口サービスや相談機能の利便性・効率化を図るとともに、区民参加、区民との協働を促進する。

三層それぞれの基本的な役割

1 地区(新たな出張所)

出張所・まちづくり出張所は、地域活動団体への支援や、身近なまちづくり推進協議会等との連携による地域振興、地区の広報広聴、防災活動への支援等を一層強化するなど、区民に一層開かれた地区まちづくりの拠点機能を果たす。

2 地域(総合支所)

防災・防犯対策や予防型保健福祉施策の推進、街づくり協議会への支援など対人での総合的なサービスや区民参加が必要な事務などについて地区・地域での総合的な支援の仕組みを構築し、的確な支援の役割を担うこととする。例えば、地区でのまちづくり活動をさらに促進するため、出張所、まちづくり出張所との連携、支援を一層強化する役割を持つ。

3 全区(本庁)

区としての政策方針、計画など全区的な統括を基本に、一部行政サービスの実施機関としての役割を持つとともに、総合支所に対して統一基準の管理、取りまとめ、調整などを行う。とりわけ専門性の高い事務や集中化によるメリットのある事務など、効果的、効率的であると判断される事務については、本庁で取り扱う行政サービスと位置づける。

(政策企画課)

地区まちづくりの活性化への取組み（報告）
～出張所・まちづくりセンターの課題解決に向けて～

平成21年8月

地域行政推進委員会
まちづくりセンター検討会

目 次

はじめに	1
第1章 地区まちづくりの活性化に向けて	2
1 地区まちづくりの一層の活性化に向けた検討と今後の取組み	2
2 検討にあたっての考え方	2
第2章 まちづくりセンターへの名称変更に向けた取組み	2
第3章 地域コミュニティ活性化に向けた 出張所・まちづくりセンターの取組みの方向性	3
(1) ネットワークの拡充	3
(2) 地域防災力の向上	4
(3) あんしんすこやかセンター等 福祉関連機関・団体との連携	4
(4) 相談機能の充実	5
(5) 地域情報の発信	6
第4章 今後の推進体制について	6
まちづくりセンター検討会構成員	7
検討状況の記録	7
資料編	8

はじめに

平成 17 年度に実施した出張所改革では、「窓口サービスの効率的な運営」と「地区まちづくり支援強化」を一体的に行うことを理念・基本方針とし、7か所の出張所と地区まちづくり支援に重点をおく 20 か所のまちづくり出張所に再編しました。平成 19 年度には、窓口サービス、地区まちづくり支援など 5 つの観点から総体的評価を行い、平成 20 年 3 月に「出張所改革の評価・検証」をまとめました。

また、平成 20 年度には、取組むべき課題のひとつである「まちづくり出張所の名称」の改善に向けての検討を行い、まちづくり出張所が「人が集い、交流できる、地区まちづくりの中核」として一層の役割を果たすべきことから「まちづくりセンター」を新たな名称として選定し、平成 21 年 1 月に「まちづくり出張所の名称のあり方に関する報告書」をまとめました。

今回、「まちづくり出張所の名称のあり方に関する報告書」に掲げている「地区まちづくりの充実」及び「地域コミュニティ活性化」に向けた取組みについての検討を行い、地区まちづくりの一層の活性化に向けた具体的な取組みの方向性を明らかにしました。

今後、各出張所・まちづくりセンターは、「地区まちづくり活性化への取組み（報告）」に示した取組みの方向性を基本とし、各々の地区の実情にあわせ地区まちづくり活性化に向け取組みを進めていきます。

第1章 地区まちづくりの活性化に向けて

1. 地区まちづくりの一層の活性化に向けた検討と今後の取組み

区はこれまで、基本計画に掲げる「いつまでも住み続けたい『魅力あふれる安全・安心のまち世田谷』」の実現に向け、ハード・ソフトの両面から区民等との協働によるまちづくりを様々な施策により展開してきた。

一方、少子高齢化の急速な進展など社会状況が変化する中、地区まちづくりを支える区民の高齢化や地域コミュニティの希薄化などが進んでおり、地域が抱える様々な課題に適切に対応するためには、区民と行政がこれまで以上に協働し、区民が主体となるまちづくり活動を推進することが重要である。

出張所・まちづくり出張所は様々な相談を受ける最前線の窓口であることから、地区まちづくりの拠点として、より地域に親しまれ、その機能を十分にはたしていく必要がある。そのため、平成21年10月に「まちづくり出張所」が「まちづくりセンター」に名称を変更することを契機として、本検討会において具体的な取組みに向けての検討を行い、今後、検討に基づき具体的に施策を実施していく。

2. 検討にあたっての考え方

地区まちづくりの主体は区民や町会・自治会、NPO等様々な活動団体であり、今後、区民やこれらの活動団体との協働による、「地域コミュニティの活性化や地域の絆の再生」がこれまで以上に求められている。そのため、出張所・まちづくりセンターが地区まちづくり支援の中核の役割を果たすことを踏まえながら、以下の考え方により検討を行う。

- (1) まちづくりセンターへの名称変更の定着に向けた具体的な取組みを検討する。
- (2) 「まちづくり出張所の名称のあり方に関する報告書」の「第6章 地域コミュニティ活性化に向けた地区まちづくりの展望」を踏まえ、地域コミュニティの一層の強化を図る具体的な取組みを検討する。

第2章 まちづくりセンターへの名称変更に向けた取組み

まちづくり出張所をまちづくりセンターに名称変更するにあたり、以下の事項に留意し取組みを進める。

- (1) 名称変更に伴うサイン等の表示物の変更や区民周知を計画的に進めると

ともに、表示物の変更等にあたっては、必要最小限の変更留め、経費負担の抑制を図る。

- (2) まちづくりセンターの役割や出張所の窓口サービス等業務内容について区のお知らせやチラシ等を活用し、より一層、区民に分かりやすく周知する。
- (3) 7か所の出張所のまちづくり機能についても、サインの掲出を含め周知を図る。

第3章 地域コミュニティ活性化に向けた

出張所・まちづくりセンターの取組みの方向性

出張所・まちづくりセンターでは、「地区まちづくりの充実」及び「地域コミュニティ活性化」に向けたまちづくりを推進するために、関係所管と連携をしながら、以下の取組みを行う。

(1) ネットワークの拡充

現 状

平成17年度から平成19年度に実施した「地域コミュニティ活性化支援事業」や平成20年度から実施している「地域の絆再生支援事業」を通じて団体同士の新たなつながりが生まれ、単体の団体としての活動から団体間の連携へとネットワークが広がるなど、一定の成果があり、町会・自治会とNPO等との連携を図りつつある。

課 題

各種活動団体間のネットワークを強化し、区民が主体となって地区の課題解決に取り組める仕組みづくりと相談機能の充実が必要である。併せて、各種活動団体同士の交流の場として活動フロア等の利用促進を図る必要がある。

取 組 み 事 例

- ・各種活動団体の情報把握及び整理
(活動団体の特色、活動場所、PR方法、活動支援の状況 等)
- ・相談機能の充実に向けた取組み
(相談対応マニュアルの整備、関係所管との連絡体制の確立、研修等による出張所・まちづくりセンター職員の対応能力の向上)
- ・各種活動団体同士の交流機会及び場の提供(地域の絆再生支援事業を活用した新たな交流機会の場の提供、活動フロアの活用など)並びに区民参加の促進
- ・地区の課題解決に関する各所管課からの情報提供・連携体制の整備
- ・新たな活動団体の発掘や各種活動団体の紹介(出張所・まちづくり

- センターのホームページの活用、活動フロア等の壁面等を利用した団体PRコーナーの設置 等)
- ・各種活動団体の自主的な協働事業の支援や各種活動団体間の情報共有等の調整

(2) 地域防災力の向上

現 状

「災害時要援護者名簿（※1）」と「災害時要援護者リスト（※2）」を全出張所・まちづくり出張所へ配備した。

訓練内容は地区防災訓練から避難所運営訓練へと移行している。

- ※1 「災害時要援護者名簿」 協定を結んだ町会・自治会の区域内において、同意を得られた要援護者の名簿（町会・自治会と管轄する出張所・まちづくり出張所で保管）
- ※2 「災害時要援護者リスト」 区の定める災害時要援護者に該当する人を抽出したリスト（要援護者の同意を得られていない人も含む、全出張所・まちづくり出張所で保管）

課 題

災害時要援護者協定の推進、災害時の町会・自治会との協力体制を整えるとともに、「災害時要援護者名簿」及び「災害時要援護者リスト」の活用を図る必要がある。また、避難所運営訓練や防災訓練への新たな参加者の確保に努める必要がある。

取 組 み 事 例

- ・リストによる安否確認行動の詳細等を追加した「拠点隊運営マニュアル」の改訂
- ・町会・自治会等で実施する避難所運営訓練や拠点隊運営訓練等でリストを活用するなど、訓練メニューをより実践的なものとする。
- ・学校と連携し、小・中学生等の段階から訓練等に参加してもらい、防災意識を高めるとともに、PTA等の参加も促し、また、広報板やホームページ等を使い、成人の訓練未経験者に対する周知を強化する。
- ・町会・自治会に災害時要援護者協定の締結を働きかけ、名簿の配備を進めるとともに、総合支所と協力して事業の啓発に取り組む。

(3) あんしんすこやかセンター等福祉関連機関・団体との連携

現 状

平成17年7月から「あんしんすこやかセンター」の職員が毎週水曜日に出張所・まちづくり出張所で福祉相談を行ってきた。これを踏まえ、地区における介護予防のまちづくりを一層推進する観点から、平成20年4月からは「介護予防講座」を充実させることとした。

また、「公共施設整備方針に基づく施設整備に係る取り組みの方向性（平成20年度～23年度）」に、あんしんすこやかセンターの充実を位

置づけ、出張所等との一体整備を計画している。

課題

出張所・まちづくり出張所は、身近な相談窓口と位置づけられていることから「あんしんすこやかセンター」や地区の福祉関連団体との連携の強化に努めていく必要がある。

取り組み事例

- ・出張所・まちづくりセンター、身近なまちづくり推進協議会、地区社会福祉協議会、あんしんすこやかセンター、健康づくり課、(財)保健センター・NPO等の協働による健康増進・介護予防を目的とした定期的なイベント等の検討、協働事業の推進
- ・あんしんすこやかセンター、地区社会福祉協議会、地域社会福祉協議会等との連携による高齢者の見守り体制構築の検討
- ・出張所・まちづくりセンターで支援する各種団体とあんしんすこやかセンターとのネットワークづくり
- ・出張所・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの連携による福祉に関する相談等の実施（「方向性4．相談機能の充実」の項目参照）
- ・出張所等公共施設の改築時等に、出張所・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの一体整備を図る。
（用賀出張所 喜多見まちづくりセンター 太子堂出張所 上馬まちづくりセンター）
- ・既存施設においても、あんしんすこやかセンターとの一体整備の検討を進める。

（4）相談機能の充実

現状

まちづくり出張所では、窓口事務に関する相談は減少してきているが、地区の課題などのまちづくりに関する相談は平成17年度の出張所改革開始時と比較すると増加傾向にある。

課題

区民の相談内容について区民の立場に立ち解決方法を区民と一緒に考え、担当窓口適切に引き継ぐといった、第一次的窓口の役割を果たし、区民が気軽に訪れる窓口としていく必要がある。

取り組み事例

- ・相談対応マニュアルの整備
- ・最新情報の共有など関係所管からの情報提供・連携体制の整備
- ・出張所・まちづくりセンター職員研修の実施による職員の相談対応能力の向上
- ・施設の改修時等には相談スペースを確保する。
- ・区民の身近な困りごとの相談案内としての機能充実を図る。

(5) 地域情報の発信

現 状

出張所・まちづくり出張所では、それぞれの工夫により地区のガイドブックやイベントのチラシを備え置いている。また、ホームページを作成し、地区情報を発信している。

課 題

現在、各所管から出張所・まちづくり出張所に配布されるパンフレット類は非常に種類が多い。地区や地域の情報と他の情報を明確に分け、地域・地区の情報については、専用の「情報コーナー」として充実する必要がある。

また、ホームページについては、「お知らせ・イベント情報」や各種団体のページへのリンクなど、今後充実していく必要がある。

取 組 み 事 例

- ・地区の特性に合わせた地区情報・地域情報専用の「情報コーナー」の設置
- ・配布物の分類・整理の基準作成
- ・ホームページ掲載内容の基準の作成（「お知らせ・イベント情報」の定期的な更新、イベント実施報告、地区の特徴・歴史、地域活動団体の紹介など）
- ・出張所・まちづくりセンター職員研修等による職員のホームページ作成能力の向上
- ・世田谷区広報板再配置等ガイドラインに基づく広報板の活用

第4章 今後の推進体制について

第3章で定めた取組みの方向性に基づき、地区まちづくり活性化に向けた取組みを着実に推進するため、出張所・まちづくりセンター職員等で構成するPTを組織し、具体的な取組み内容の調整を図る。

また、せたがや自治政策研究所の研究内容等を活用し、各地区の特性を活かした取組みを行う。

【まちづくりセンター検討会 構成員】

会長	玉川総合支所長	西澤 和夫
副会長	砧総合支所地域振興課長	菊池 弘明
会員	世田谷総合支所地域振興課長	内田 政夫
	北沢総合支所地域振興課長	薄根 義信
	玉川総合支所地域振興課長	本橋 安行
	烏山総合支所地域振興課長	安齋 俊彰
	世田谷総合支所下馬まちづくり出張所長	齊藤 裕
	北沢総合支所北沢出張所長	幅下 政章
	玉川総合支所深沢まちづくり出張所 まちづくり担当係長	関 弘子
	砧総合支所喜多見まちづくり出張所長	堤 昌司
庶務	烏山総合支所上祖師谷まちづくり出張所 まちづくり担当係長	塚本 順一
	砧総合支所地域振興課 政策経営部政策企画課 生活文化部市民活動推進課	

【検討状況の記録】

時 期	検討項目の概要
平成21年 5月19日	第1回まちづくりセンター検討会 ・まちづくりセンター定着に向けたPRの検討 ・地域コミュニティ活性化に向けた課題の検討
5月25日～ 6月3日	・「地域コミュニティ」活性化に向けた課題の調査 (各出張所長、まちづくり出張所長宛)
6月11日	検討会の出張所・まちづくり出張所の構成員による打合せ ・「地域コミュニティ」活性化に向けた課題の整理
6月17日	第2回まちづくりセンター検討会 ・地区まちづくりの活性化へ向けた取組みの検討
6月24日	第3回まちづくりセンター検討会 ・地区まちづくりの活性化への取組み報告案の検討
7月2日	出張所連絡調整協議会 ・「地区まちづくりの活性化への取組み（報告）」（案）提示
7月9日	地域行政推進委員会 ・「地区まちづくりの活性化への取組み（報告）」（案）報告
7月22日	第4回まちづくりセンター検討会 ・地区まちづくりの活性化への取組み報告案の検討 ・今後の推進体制の検討

資料編

出張所・まちづくり出張所の主な地区まちづくりの支援業務（現行）

- ① 町会・自治会に関すること
 - ・ 防災訓練や防災情報の発信
 - ・ 町内の見守りパトロール
 - ・ 子どもの見守りや夏休みのラジオ体操
 - ・ 環境美化の取組み など
- ② 地域振興に関すること
 - ・ 地区まつり、各種イベント
 - ・ 地域の絆再生支援事業
- ③ 身近なまちづくり推進事業
 - ・ 講習会、講演会、研修会、見学会
 - ・ 放置自転車クリーンキャンペーン
 - ・ 地域清掃
 - ・ 花の植栽、花いっぱい運動 など
- ④ ごみ減量リサイクル推進委員会
 - ・ 講習会、研修会、見学会
 - ・ リサイクル啓発活動、フリーマーケット開催
 - ・ 古布回収
 - ・ 資源持ち去り防止活動、マイバック普及活動 など
- ⑤ 青少年地区委員会
 - ・ 青少年の健全育成
 - ・ 子どもの見守り活動
 - ・ 防災意識を高める活動 など
- ⑥ 学校協議会への参画に関すること
- ⑦ 日本赤十字に関すること
- ⑧ 社会福祉協議会に関すること
- ⑨ 共同募金に関すること
- ⑩ 歳末助け合い運動に関すること
- ⑪ 民生・児童委員の推薦等
- ⑫ 防災、防犯、災害対策等
- ⑬ 広報
- ⑭ 明るい選挙推進協議会
- ⑮ 社会を明るくする運動
- ⑯ 交通安全週間
- ⑰ 地区懇談会
- ⑱ 様々な相談
- ⑲ その他

地域コミュニティ活性化に向けた出張所・まちづくり出張所の取組みの方向性

(1) ネットワークの拡充

地域コミュニティ活性化支援事業の実績

年度	申請	交付決定	実施
平成 17 年度	111	97	91
平成 18 年度	118	110	110
平成 19 年度	124	116	112

地域の絆再生支援事業の実績

年度	申請	交付決定	実施
平成 20 年度	103	97	96

地域の絆再生支援事業の申請テーマ別団体数（平成 20 年度実施）

申請テーマ別	団体数	比率%
1. まちの話をする場をつくる	5	5.2%
2. まちの課題や情報を知らせていく	18	18.8%
3. まちの困りごとを解決する	28	29.2%
4. まちの資源活用、魅力アップ	27	28.1%
5. まちのあらたなチャレンジ	18	18.8%
計	96	100.0%

(2) 地域防災力の向上

災害時要援護者名簿の配備数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (6 月現在)
出張所・まちづくり出張所 (27 か所)	10 か所	19 か所	21 か所
町会・自治会 (196 団体)	12 団体	25 団体	30 団体

※ 災害時要援護者リストについては、全出張所・全まちづくり出張所に配備している。

(3) あんしんすこやかセンター等福祉関連機関・団体との連携

出張所・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの一体整備の計画

	取組み内容
用賀出張所	平成 22 年 9 月新施設開設予定
喜多見まちづくりセンター	平成 23 年 11 月竣工予定
太子堂出張所	平成 24 年 3 月竣工予定
上馬まちづくりセンター	合築に向けて調整中

(4) 相談機能の充実

相談件数の推移

	まちづくり等に 関する相談	窓口業務に 関する相談	合計
平成 17 年度	12,521	54,587	67,108
平成 18 年度	22,671	36,126	58,797
平成 19 年度	16,033	33,434	49,467
平成 20 年度	16,199	26,280	42,479

(5) 地域情報の発信

出張所・まちづくり出張所ホームページの現状

	お知らせ情報	イベント情報	各種団体紹介 ページへのリンク
実施出張所・まちづくり 出張所数	25	22	10

23区の出張所等における所掌事務と職員配置の状況(平成23年7月現在)

*1 住民票の写し、印鑑登録証明書、納・課税証明書、外国人登録証明書、戸籍関係の証明書の交付事務

*2 外国人登録関係諸届、国民健康保険・国民年金・介護保険に関する届出、区民税・国民健康保険料等の収納、母子健康手帳交付の取扱いがある場合は、「○」を表示。一部を扱う場合は、個別に明記した。

区名	出張所等の数と名称	出張所等の数	人口(23.1.1)	出張所等1箇所あたりの人口	窓口サービス・地域活動支援・証明書自動交付機					設置条例等		備考	職員数(H22.4.1時点)					
					諸証明の交付(*1)	住民票異動届、印鑑登録	その他の届(*2)	地域活動支援	自動交付機	名称	地方自治法155条		常勤	OB再任用	OB非常勤	一般非常勤	常勤換算(OB=0.8、非常勤0.5)	職員1人あたり区民
1 千代田	6出張所	6	47887	7981	○	○	○(※1)	○	なし	千代田区役所出張所設置条例	○	※1 外国人登録関係事務は不可	45	4	3	6 (人材派遣)	53.6	893
2 中央	2特別出張所	2	116930	58465	○(※2)	○	○(※3)	○	2か所	中央区特別出張所設置条例	○	※2 外国人は印鑑証明及び納・課税証明書のみ ※3 外国人登録関係事務は不可	31	2 (再任用フルタイム)	1	0	38.6	3029
3 港	5総合支所	6	205599	34267	○	○(※4)	○(※5)	○(※6)	5か所+3箇所	港区総合支所及び部の設置に関する条例	○	※4 外国人印鑑登録は、芝地区総合支所でのみ取り扱い ※5 外国籍の人の国民健康保険・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に関する手続きは、芝地区総合支所でのみ取り扱い ※6 総合支所地域振興係が地域活動支援を行う。	430	18	4	0	447.6	459
	1分室				○	○(※4)	○(※5)	○(※6)	1か所		○	※4 外国人印鑑登録は、芝地区総合支所でのみ取り扱い ※5 外国籍の人の国民健康保険・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に関する手続きは、芝地区総合支所でのみ取り扱い ※5 母子健康手帳交付以外の業務は、週1回実施 ※6 総合支所地域振興係が地域活動支援を行う。						
4 新宿	10特別出張所	10	283819	28382	○	○	○(※7)	○	各1台設置	新宿区特別出張所設置条例	○	※7 国民健康保険・国民年金・介護保険に関する届出、区民税・国民健康保険料等の収納、母子健康手帳交付	109	9	11	9	129.5	2192
5 文京	9地域活動センター	9	191194	21244	○(※8)		○(※9)	○	なし(※10)			※8 区民サービスコーナーにて行う。戸籍関係の証明書は取次ぎ。区民サービスコーナーは、礒川地域活動センターを除く8地域活動センターに設置。 ※9 母子手帳の発行 ※10 シビックセンター内の区民サービスコーナーに自動交付機1台設置あり。 ・旧出張所を9地域活動センターとし、地域活動支援を行う。	17	5 (再任用フルタイム) 15 (短時間)	9	18	50.2	3809
6 台東	3区民事務所	11	168369	15306	○	○	○	○	3か所+2か所	東京都台東区区民事務所設置条例	○		54	9	10	6	72.2	2332
	2分室				○(※11)	○	○	○	2か所	東京都台東区区民事務所設置条例	○	※11 戸籍附票、身分証明不可						
	6地区センター				○(※12)			○	5か所	東京都台東区地区センター運営規程		※12 (取次ぎ交付)戸籍、外国人登録関係不可						
7 墨田	5出張所	5	240380	48076	○	○	○		なし			46	1	0	0	46.8	5136	
8 江東	8出張所	8	450950	56369	○	○	○	○	6か所+10か所	江東区役所の出張所設置条例			72	4	4	0	78.4	5752

区名	出張所等の数 と名称	出張所等の数	人口(23.1.1)	出張所等1箇所 あたりの人口	窓口サービス・地域活動支援・証明書自動交付機					設置条例等		備考	職員数(H22.4.1時点)					
					諸証明の 交付(*1)	住民票異動 届、印鑑登録	その他の届 (*2)	地域活動支 援	自動交付機	名称	地方自治 法155条		常勤	OB 再任用	OB 非常勤	一般 非常勤	常勤換算 (OB=0.8、 非常勤0.5)	職員1人あ たり区民
9 品川	6地域センター	13	351350	27027	○	○	○	○	なし	品川区地域セン ターの設置に関す る条例		100	3	0	0	102.4	3431	
	7地域センター				○			○	なし	品川区地域セン ターの設置に関す る条例								
10 目黒	5地区サービス 事務所	8	254185	31773	○	○	○	○	なし	目黒区地区サービ ス事務所設置条例	○	44	4 (フル タイム)	2	19 (専務 的非常 勤)	70.3	3616	
	3行政サービス 窓口				○				なし					14 (短時 間)				
11 大田	18特別出張所	18	674920	37496	○	○	○	○	なし	大田区特別出張 所設置条例		216	0	0	0	216	3125	
12 世田谷	7出張所	28	835819	29851	○	○	○	○	7か所 +4か所	世田谷区出張所 設置条例	○	221	14	4	104	287.4	2908	
	1分室				○	○	○		1か所	世田谷区出張所 設置条例	○							
	20まちづくりセ ンター						○ (※13)	○	20か所	世田谷区出張所 設置条例	○							※13 国保証再発行等
13 渋谷	10出張所	10	196910	19691	○	○	○	○	1か所 + セブンイレブ ン 各店舗	渋谷区役所出張 所の設置に関す る条例		80	8	0	0	86.4	2279	
14 中野 (~ 7/18)	15地域センター	20	298571	14929	○	○	○	○	なし	中野区地域セン ター条例		83	21	0	0	99.8	2992	
	中野 (7/19 ~)	5地域事務所			○	○	○		なし	中野区地域事務 所設置条例		34	1	0	0			
	15区民活動セ ンター						○	なし	中野区区民活動セ ンター条例		15	15	0	0				
15 杉並	4区民事務所	10	527133	52713	○	○	○					99	2	2	6	105.2	5011	
	4駅前事務所				○	○	○		区内23か所 24台									土曜日に窓口開設(平成20年9月から土日本庁開 庁に伴い、土曜開設のみに変更)
	2分室				○	○	○											
16 豊島	2区民事務所	2	246029	123015	○	○	○	○	2か所 +5か所	豊島区区民事務 所設置条例	○	21	4	2	2 (臨時)	26.8	9180	
17 北	3区民事務所	29	317929	10963	○	○	○		なし	東京都北区区民 事務所設置条例	○	60	13	3	0	97.2	3271	
	7分室				○		○ (※14)		なし	東京都北区区民 事務所設置条例	○	6	12	11	0			
	19地域振興室							○ (※15)	なし				/					
18 荒川	4区民事務所	4	188968	47242	○	○	○		4か所 +6か所			33	5	2	1	39.1	4833	
19 板橋	6区民事務所	24	517404	21559	○	○	○		6か所 +2か所	東京都板橋区役 所区民事務所設 置に関する条例	○	113	35	16	0	153.8	3364	
	18地域センター							○	13か所	東京都板橋区立 地域センター条例								

区名	出張所等の数 と名称	出張所等の数	人口(23.1.1)	出張所等1箇所 あたりの人口	窓口サービス・地域活動支援・証明書自動交付機					設置条例等		備考	職員数(H22.4.1時点)					
					諸証明の 交付(*1)	住民票異動 届、印鑑登録	その他の届 (*2)	地域活動支 援	自動交付機	名称	地方自治 法155条		常勤	OB 再任用	OB 非常勤	一般 非常勤	常勤換算 (OB=0.8、 非常勤0.5)	職員1人あ たり区民
20 練馬	4区民事務所	17	693369	40786	○	○	○	○ (※16)	4か所 +4か所	練馬区区民事務 所等の設置に関す る条例	○	※16 組織上、地域振興課系列に一元化し、出張所 等機能とは分化	140	13	5	1	154.9	4476
	13出張所				○		○ (※17)		13か所	練馬区区民事務 所等の設置に関す る条例	○	※17 区民税・保険料収納						
21 足立	17区民事務所	17	644448	37909	○	○	○	○	なし				169	7	3	15 (区民 事務所 事務補 佐員) 2 (事務 職育児 休業代 替嘱託 員)	185.5	3474
22 葛飾	6区民事務所	29	435253	15009	○	○	○		なし	葛飾区区民事務 所の設置に関する 条例	○		70	3	6	0	77.2	5638
	4区民サービス コーナー				○		○ (※18)		なし	葛飾区区民事務 所分室の設置に関 する規則		※18 区民税・保険料収納						
	19地区センター							○	なし			・各地区センターにセンター長(係長級職員)を配置 し、地域活動支援を行う。 ・19地区センターのうち9地区センターが区民事務 所又は区民サービスコーナーと併設。						
23 江戸川	5事務所	5	654537	130907	○	○	○	○	5事務所 +5か所	江戸川区出張所 設置条例	○		236	6	1	19	251.1	2607

23区合計	人口	出張所等1箇所 あたりの人口	世田谷区
291	8541953	29354	29851

23区合計	職員1人あ たり区民	世田谷区
2870	2976	2908

世田谷区地域活性化に向けた指針

～ 世田谷らしい地域の絆が支える区民自治・協働 ～

平成22年4月

世田谷区

目次

第1章	指針策定の趣旨	1
1	背景	1
2	目的・性格	1
3	指針の位置づけ	1
第2章	世田谷区の現状	2
1	世田谷区を取り巻く状況	2
2	行政の取組み状況	4
3	現状と取組みからみた地域活性化に係る課題	6
第3章	基本的な考え方	8
1	基本的な方向性	8
2	地域活性化を支える基盤としての「絆」	9
第4章	今後の展開	11
1	各主体に期待される役割	11
2	各主体に求められる取組み	12
3	行政施策の展開	14

【資料編】

- 別紙1： 検討経緯
- 別紙2： 統計データ及び各種調査結果
- 別紙3： アドバイザー会議における指摘事項及び庁内ヒアリング結果
- 別紙4： 活動団体との意見交換会における意見
- 別紙5： 「世田谷区地域活性化に向けた指針(素案)」に対する区民意見の概要

第1章 指針策定の趣旨

1. 背景

- ・ 本区では、区政運営の指針となる「世田谷区基本計画(平成17～26年度)」に、区民とともに目指す将来目標の1つとして「区民が創るまち」を掲げ、住民の自治による地域の課題解決に向けて、区民、事業者、行政の間で情報の共有と、適切な役割分担をすることにより各主体が責任を持って連帯しながら行動するまちを目指しています。
- ・ 一方、少子高齢化の急速な進展など地域が大きく変容する中で、地域コミュニティや地域の絆の希薄化が懸念されており、その活性化や再生がこれまで以上に求められています。
- ・ これまでも本区は、区民をはじめ、町会・自治会や市民活動団体などの各種活動団体や事業者などの主体的な活動によって、支えられ、発展してきました。
- ・ この流れを将来にわたって高めていくために、町会・自治会等の現況や市民活動団体による活動の広がり、区民意識の変化などを改めて捉え直し、世田谷という地域社会の今後の方向性を見定めて、区民の自治の推進により地域を活性化していくことが重要であると考えます。

2. 目的・性格

- ・ 本指針は、世田谷区基本計画に掲げる将来目標の一つである「区民が創るまち」の実現を目指すとともに、区民自治と協働を基調とした地域の課題解決に向けて、今後の方向性について、区民、活動団体、行政など地域に関わる各主体間で共有するために、区としての考え方を示すものです。

3. 指針の位置づけ

- ・ 地域活性化は、多くの区民が自ら主体的に関わり、それぞれの地域の実情に応じて、区民主体の息の長い取組みを通して醸成されるものであり、地域活性化の実現に向けて、区民、活動団体、行政等が、互いに協調して行動することが求められます。
- ・ そのためには、地域社会の基盤であり、その支えとなるさまざまな地域の絆を大切にしていけることが重要であると考えます。
- ・ 今後、さまざまな施策の展開にあたっては、地域や区民をはじめとする各種主体の特性にも配慮しながら、本指針を活用します。
- ・ なお、本指針に基づく実践を通じて得た経験を積み重ねながら、社会状況等の変化や区民等からの意見・提案等も踏まえ、必要に応じて調整を図ります。

第2章 世田谷区の現状

1. 世田谷区を取り巻く状況

(1) 人口・世帯構成の変化

- ・ 世田谷区の人口動態の特徴としては、自然増減(出生数 - 死亡数)の増加より社会増減(転入者 - 転出者)の増加による人口の変動が大きく、特に15歳から24歳を中心とした多くの若年層が転入・転出しています。
- ・ 若い世代など、転出・転居する区民が多い一方で、持ち家世帯を中心に、永く地域に住み続ける区民も多くいます。
- ・ 老年人口の割合が増加する一方で、年少人口の割合は微増傾向にあります。
- ・ 夫婦のみや単身の世帯割合の増加もみられ、世帯の小規模化も進んでいます。特に、高齢者世帯の単独世帯の割合は増加傾向にあります。

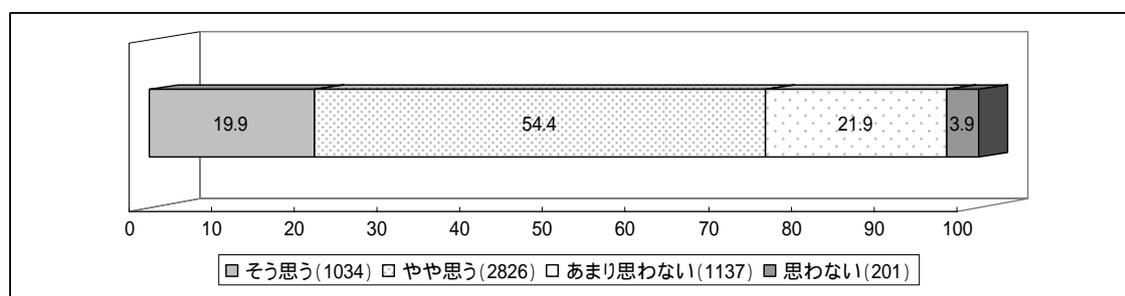
(2) 区民のライフスタイルやニーズの多様化

- ・ 区民の価値観や住まい方・働き方など生活様式の多様化が進み、地域とそこに住む人々の関係や地域に期待することなどにも変化が生じています。
- ・ 公共サービスに対するニーズも多様化・高度化しつつあり、従来の行政手法では、区民のニーズに適ったサービスを効果的に提供することが難しい場面が増えています。

(3) 地域の絆の希薄化

- ・ 国民生活白書(平成19年版)でも取り上げられているように、地域の絆は、人々に安心感や充実感を与えるとともに、地域住民の生活の質の確保や向上につながるものですが、社会経済環境や人々の意識の変化に伴い、そうした絆が次第に希薄化してきています。
- ・ 一方、本区で行った地域の生活課題と住民力に関する調査(平成20年度)の結果では、45歳以上75歳未満世代の「このまちの役に立ちたいと思う」(「やや思う」を含む)という回答は約7割となっています。

【参考】「このまちの役に立ちたいと思う」の設問に対する回答状況



「地域の生活課題と住民力に関する調査」(対象者/45歳以上75歳未満の区民)による。
「このまちのためになることをして何か役に立ちたいと思いますか」という問いに対し、回答した人の割合。

出典:平成20年度せたがや自治政策研究所活動報告

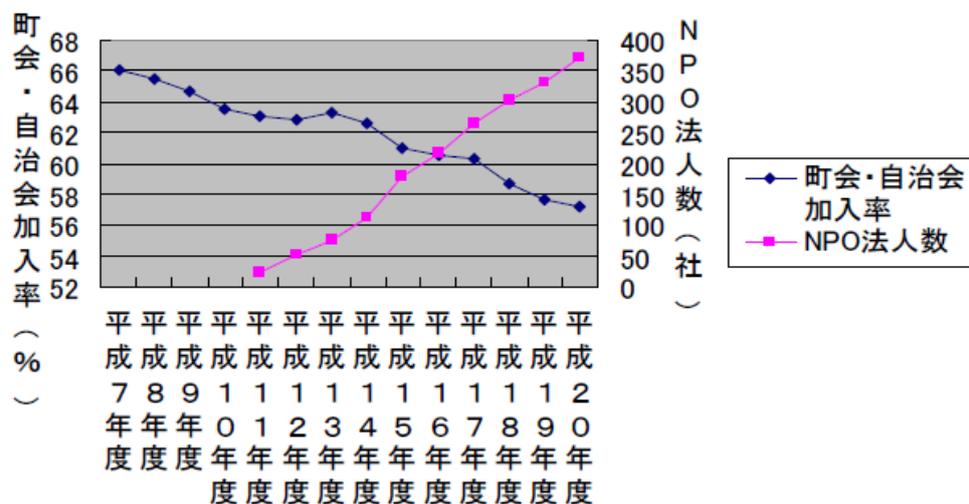
(4) 町会・自治会の状況

- 区内には約 200 の町会・自治会があり、地域における区民同士、区民と行政のつなぎ役として、防災・防犯など、地域の安全で安心して暮らせるまちづくり活動に大きな役割を果たしています。
- 町会・自治会は、地域課題や行政からの各種協力要請への対応など、地域で担う役割は高まっています。しかしながら、区民の地域活動に対する意識や関心は変化しており、地域ごとに差があるものの、町会・自治会への加入率は全体として低下傾向にあります。

(5) 市民活動団体や大学等による活動の状況

- 区内に主たる事務所を置く NPO は年々増加し、平成 15 年 11 月末に 162 団体であったものが、平成 21 年 9 月末には 390 団体となっています。また、商店街など事業者も、地域とつながる活動への取組みが進んでいます。
- 区内には多様な専門分野をもった多くの大学があり、大学生による小中学校の部活動や学級運営の支援、研究者による講座や体験学習の実施などが行われており、今後のまちづくりにとっても大きな存在となっています。

【参考】 区内町会・自治会への加入率と NPO 法人数の推移



町会・自治会加入率は各年 7 月 1 日時点、NPO 法人数については各年度末の数値。

出典：世田谷区生活文化部資料より作成

2. 行政の取組み状況

本区では、平成 3 年度に全国に先駆けて独自の「地域行政制度」を創設するとともに、以下のように、区民自治を高めながら、区民、事業者等との連携・協働の充実を図り、地域活性化の推進に努めてきました。

年度	主な取組み内容
平成 3 年度	・地域に即した行政サービスの展開や区政への区民参加の促進を図るとともに、区民自治の確立を目指して、「地域行政制度」を創設しました。
平成 4 年度	・区民の創意と工夫にあふれたまちづくり活動を応援する、「世田谷まちづくりファンド」(公益信託制度を活用した制度)を創設しました。
平成 5 年度	・関係機関等との連携による保健福祉サービスの展開を図る高齢者の身近な相談窓口等として、「在宅介護支援センター」を拡充しました。
平成 6 年度	・砧総合支所内の分室を成城出張所とし 27 出張所体制を構築しました。
平成 7 年度	・各地区の特性や課題等に対応した自主的なまちづくりを推進するため、27出張所単位に「身近なまちづくり推進協議会」を設置しました。
平成 8 年度	・区民、事業者、行政が協働し、共に支え共に生きる社会の実現を目指した「地域保健福祉推進条例」を制定しました。
平成 9 年度	・地域のさまざまな機関の連携と協力を促進し、学校教育の充実を図るため、区立小・中学校全校に「学校協議会」を設置しました。
平成 10 年度	・区民との情報共有を促進するため「区のホームページ」を開設しました。
平成 11 年度	・区民、事業者、行政が一体となった取組みを推進するため、「清掃・リサイクル条例」を制定しました。
平成 12 年度	・NPO法施行(平成11年)を踏まえ「市民活動推進課」を設置しました。
平成 13 年度	・子ども施策の充実や区民、関係機関等との連携・協働を推進するため、「子ども条例」を制定しました。
平成 14 年度	・NPOと行政との協働事業(コラボレートプロジェクト)や民間からの寄付金を活用する仕組み(地域保健福祉等推進基金)を開始しました。
平成 15 年度	・住民パトロールに対する活動支援に取り組むとともに、緊急かつ重点的な施策の展開として「24時間安全安心パトロール」に着手しました。 ・区民や学識経験者を委員とする「政策評価委員会」を立ち上げ、区民の目線から事務事業を点検し、その結果を事業見直しに役立てました。 ・まちづくり活動に重要な役割を担う商店会に未加入の事業者が増えている状況に対応するため、「産業振興基本条例」を改正しました。
平成 16 年度	・子どもに関する組織を一本化し、「子ども部」を設置し、区民、事業者、行政のネットワークにより取り組む体制を強化しました。 ・「安全安心まちづくりカレッジ」開校(防犯リーダー養成)、「高齢者安心コール事業」着手など、安全・安心まちづくりの取組みを強化しました。 ・NPO活動支援の拠点として「なかまちNPOセンター」を設立しました。 ・区内大学と連携に関する協定を締結しました。
平成 17 年度	・地区まちづくりの強化と窓口サービスの効率的な事務運営を図るため、新たな出張所とまちづくり出張所への再編を図りました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・区民が親族以外の後見人となる「区民後見人」の養成などに取り組むため、「成年後見支援センター」を開設しました。 ・区政への関心の醸成や参画の促進などを図るため、「区民意見提出手続き(パブリックコメント)」の実施に着手しました。 ・保護者や地域の方々が、法令に基づき、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する「地域運営学校」の設置に着手しました。
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・区民サービスの向上と区民参加の促進を図るため、地区・地域・全区の3層構造を基本的に堅持して、新たな地域行政制度に再編しました。 ・関係機関等との連携による保健福祉サービスの展開などを推進するため、「あんしんすこやかセンター」を27箇所設置しました。 ・町会・自治会等の地縁団体との協働事業として、「災害時要援護者支援事業」を開始しました。 ・中高年世代の地域参加を推進するため、「生涯現役推進課」を設置しました。 ・地域が参画する学校づくりなどを進めるため、「学校外部評価」を区立小・中学校の全校で実施することにしました。
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、町会・自治会、NPO、大学等が「せたがや生涯現役ネットワーク」を立ち上げました。 ・「せたがや介護支援ボランティア・ポイント制度」を開始しました。 ・区民等との協働の下にユニバーサルデザインの取組みを推進するため、ユニバーサルデザイン推進条例を施行しました。 ・区民等の協働の推進と区民主体のまちづくりの一層の発展を図るため、「せたがや自治政策研究所」を設置しました。
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会と他の団体が連携して地域の課題に取り組み、地域のネットワークを拡充するため、「地域の絆再生支援事業」を創設しました。 ・区民と共に考える「地域の活性化・地域の絆の再生」シンポジウムを開催し、地域活性化に向けた指針の策定に着手しました。 ・区民、事業者との連携、協働の下、平成44年(区政100周年)までに、区のみどり率を33%にする「世田谷みどり33」の取組みに着手しました。 ・学校外部評価の改善・充実を図り、学校関係者評価委員会による評価を受ける新たな学校評価の体制を整備しました。
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「出張所改革の評価・検証」に基づき、地区まちづくりの中核として一層の役割を果たすべく、「まちづくり出張所」を「まちづくりセンター」に名称変更しました。(10月実施) ・各出張所・まちづくりセンターにおいては、各種活動団体間のネットワークの拡充や地域防災力の向上のほか、あんしんすこやかセンター等福祉関係機関・団体との連携の強化を図るとともに、相談機能や地域の情報発信の充実を図っていくこととしました。 ・街づくり条例に基づき、「地区街づくり」を推進していますが、フォーラムの開催に着手し、区民と共に、世田谷らしい街づくり条例のあり方について意見・提案をまとめています。

3. 現状と取組みからみた地域活性化に係る課題

- ・ 本区では、区民や活動団体による主体的な活動が地域の身近な課題の解決に大きな役割を果たしてきました。
- ・ しかしながら、本区を取り巻く状況も次第に移り変わり、将来にわたって区民自治の流れをさらに高めていくためには、次のような課題が考えられます。

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域への関心が低い、または、関心や意欲はあっても、参加のきっかけを見出せない、実際の地域の課題や活動状況をあまり知らない、といった区民も少なくないと考えられます。 ・ 地域における日頃からの区民同士のつながりが次第に弱まっており、災害等の緊急時に迅速に対応できるかなどが不安視されています。
活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの活動団体において、活動を担う人材不足が問題とされているほか、活動に必要な場所、情報、資金等も十分な状況にはありません。特に、町会・自治会などの地域団体では、活動の担い手の高齢化・固定化や後継者不足も進んでいることから、将来にわたって活動を継続していけるかを懸念する声があります。 ・ 町会・自治会やNPO間の横の連携やネットワークを十分に形成することで、互いの活動力やノウハウをより効果的な形で連携し、地域に活かしていくことなどが課題として挙げられています。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民参加や協働という観点で施策・事業に取り組んできたものの、部署や職員によってその捉えかたは一様でないため、区全体として、地域活動や協働の意義、行政の役割等に対する理解を一層深める必要があります。 ・ 行政の取組みの全体像を整理しながら、庁内での情報共有を進め、わかりやすい情報発信や関連部署での連携などにより、積極的に区民等との協働を進めていくことが求められています。

【参考】「現状と取組みからみた地域活性化に係る課題」に関連する各種調査結果¹やアドバイザー会議の意見

< 区民 >

- 区民意識調査(平成 21 年度)の結果では、「地域にかかわる活動は行いたくない」という回答は約 3 割、「地域活動は行っていないが、参加してみたい」という回答は約 3 割となっている。また、上記回答者が参加したい地域活動の種類は「文化・スポーツ振興活動」が約 5 割である。
- 地域の生活課題と住民力に関する調査(平成 20 年度)の結果では、45 歳以上 75 歳未満世代の「このまちの役に立ちたいと思う」(「やや思う」を含む)という回答は約 7 割である。

< 活動団体 >

- 町会・自治会は、地域課題や行政からの各種協力要請への対応など、地域で担う役割が増加傾向にある。しかしながら、加入率は低下傾向にあり、活動の担い手の高齢化や後継者不足も進んでいる。
- NPO は、団体数が年々増加傾向にあるが、NPO 間や他団体との横の連携やネットワークの十分な形成、活動力やノウハウをより効果的な形で地域に活かすことなどが課題として挙げられている。
- 地域活動を行う上で、最も重要なのは「人」とであるという意見も挙げられており、団塊の世代など地域の新たな人材の発掘や他団体との連携等が課題となっている。また、地域活動の支援においては、第一に「場所」、第二に「情報」、第三に「資金」に関するものが期待されている。

< 行政 >

- 職員の積極的なかわり方で、地域活動等が活性化する傾向が少なくない一方、人事異動もあるため、職員と地域とのかわり合いを継続する体制のあり方が課題である。また、区職員側でも、地域活動や協働の意義・役割に対する理解を一層深める必要がある。
- 類似の事業や情報が区の異なる部署からそれぞれ発信されている場合もあり、行政内部で情報を集約(連携または整理)し、受け手側の立場に立った分かりやすい情報発信が求められている。
- 区民や活動団体の立場にたって、地域活動の支援に関する取組みの全体整理や事業実施における庁内連携を積極的に図っていく必要がある。

1: 「各種調査結果」とは、「資料編」に整理している「区民意識調査(平成 21 年度)」「地域の生活課題と住民力に関する調査(平成 20 年度)」「活動団体との意見交換会」「庁内ヒアリング」の結果を指します。

第3章 基本的な考え方

1. 基本的な方向性

- ・ 日本国憲法は、地方自治の重要性にかんがみ、「地方自治の本旨」の確保ということを求めています。
- ・ 「地方自治の本旨」とは、地域の政治や行政は、住民自らの意思と責任に任せるという「住民自治」と国から独立した地方公共団体が、権限と責任を持って地方の行政を処理するという「団体自治」から成り立っているということです。
- ・ 先にも触れたように、世田谷区は、基本計画の将来目標として、「区民が創るまち」を掲げていますが、その実現には、何よりもまず、この「地方自治の本旨」を踏まえる必要があります。
- ・ また、区民や地域の活動団体などが、適切な役割分担を行いつつ、情報の共有と連携を密にしながら、地域の課題解決を図っていくという「協働」もまた、「区民が創るまち」の実現には不可欠です。
- ・ こうしたことを基本的な考え方として念頭に置き、これまでの世田谷区における取組みをもとにして、次の3つの方向性をもって、区民や地域の活動団体を主役とする地域活性化の取組みを一層推進していくものです。

(1) 地域の情報や課題を共有していくこと

- ・ 町会・自治会や市民活動団体などの活躍が広がっていますが、地域のさまざまな主体間で、地域の情報や課題が十分に共有されているとはいえません。
- ・ こうした認識のもと、各主体が地域に関する情報の提供を充実させることにより、地域の情報や課題を共有することで、より広範な区民の主体的な参加を促し、さらなる課題解決に向けた行動につなげていきます。

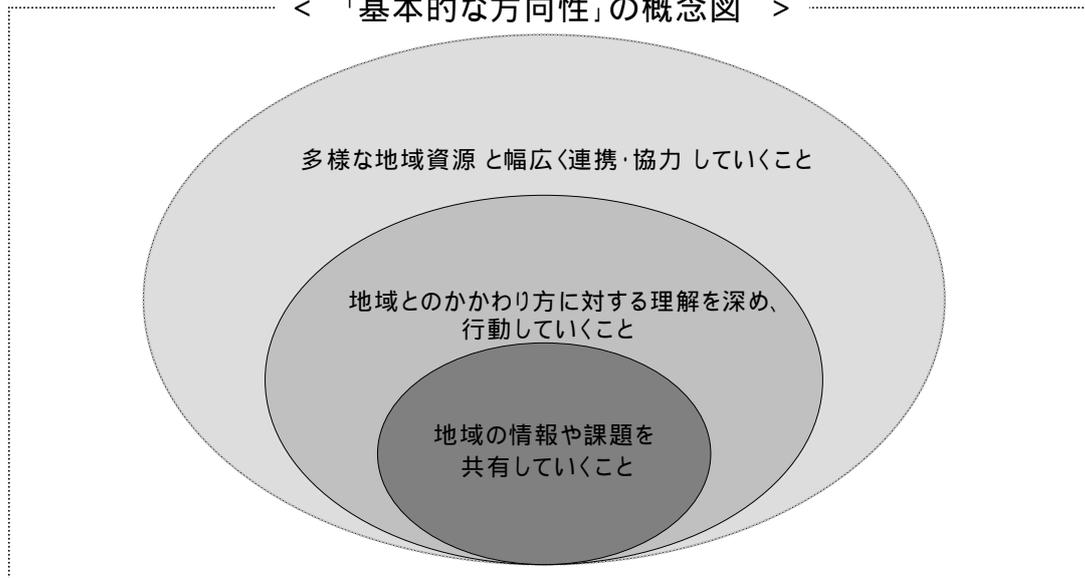
(2) 地域とのかかわり方に対する理解を深め、行動していくこと

- ・ 区民生活の多様化が進みつつあり、地域社会を構成する区民、活動団体、事業者、学校、商店街などが、福祉・教育・まちづくりなどさまざまな分野で活躍し、地域の活性化につながる場面を増やしています。
- ・ このことから、地域のさまざまな主体間で、地域の目指すべき姿や担うべき役割などに対する理解をさらに深め、共有することで、地域課題の解決に向けた協調的な行動につなげていきます。

(3) 多様な地域資源と幅広く連携・協力していくこと

- ・ 本区では、多様な知識や経験をもつ区民、地域活動の中心としての機能を担う町会・自治会、さまざまな活動を行うNPO等の市民活動団体、区内で育まれてきた商店街や都市農業などの産業、小・中学校、高校、大学など、数多くの活動主体があります。
- ・ こうした地域のさまざまな活動主体を地域の貴重な資源として捉え、相互の連携・協力を推進していくことで、従来の枠にとらわれない新たな発想や仕組みで地域の課題を解決していきます。

< 「基本的な方向性」の概念図 >



2. 地域活性化を支える基盤としての「絆」

基本的な方向性にそって、区民主体の地域活性化の取組みを実現するための基盤として「絆」の重要性を踏まえながら、取り組んでいきます。

(1) 身近な安全・安心を支える絆

- ・ 区民の安全で安心な暮らしは、活力ある地域社会が基盤となります。たとえば、災害等の緊急時には、日頃からのつながりが、地域のなかでの相互扶助や迅速な対応へと結びつきます。
- ・ このような日々の近所付き合いや趣味、学校、子育て、商店街を通じた地域の結びつきや支えあいの絆(=「身近な安全・安心を支える絆」)が重要であると考えます。

(2) 地域活動を支える活動主体間の絆

- ・ 区民同士や地域にかかわる多様な主体が互いに協力することで、地域課題の解決や地域の魅力向上を図れる環境づくりが求められます。
- ・ このことから、さまざまな活動主体同士による連携・協調といった、共通する地域課題の解決や地域の魅力向上等を目的としてつながる絆(=「地域活動を支える活動主体間の絆」)の役割が期待されます。

(3) 公共サービスを支える活動主体と行政の絆

- ・ 住まい方や働き方など区民生活の多様化が進むなかで、行政は、行政の責任領域を見定めたくえで、区民、活動団体、事業者、学校、商店街等との連携・協働の一層の充実を図り、区民生活に必要なサービスを総合的に実現していかなければなりません。
- ・ そのためにも、区民や活動団体が公共サービスのより良い担い手として行政と対等なパートナーシップでつながる絆(=「公共サービスを支える活動主体と行政の絆」)が必要とされます。

【参考】「地域活性化を支える基盤としての「絆」」に関連する各種調査結果やアドバイザー会議の意見

<身近な安全・安心を支える絆>

- 災害時にだけ助け合うというのは難しい。普段から、地域の人たちがお互いに支えあっていくことが必要である。区民は、困ったときには互いに助け合うという認識を深め、支えあいの絆を継承していくことが重要である。
- 地域の絆をつくる時間的余裕がない人も多いと思うが、まずは集まって話し合うことが重要である。それをきっかけに地域の人たちの輪が広がっていく。
- 子どもが地域活動に参加してくれることで、親も活動を知り、理解してくれる。また、地域活動で知り合った子どもからの何気ない挨拶は、その活動を続けるモチベーションにもつながる。

<地域活動を支える活動主体間の絆>

- 汗をかく人、頭を使う人、お金を出してくれる人など、地域活動への参加の仕方はいろいろあって良いと思うし、それぞれ重要な役割である。
- 課題や解決方法を思いついた人が相談したり、実行したりできる場所やそれを支援してくれるものが地域の中にあり、それらを上手く選択・活用し、自分たちの周りで地域課題を解決できることが望ましい。
- 団体同士が横につながること、お互いに情報交換して課題の解決方法を共有することや、行政や区民に向けて協力して情報発信をすることができる。
- 地域にかかわるさまざまな人や団体が、一丸となって課題解決に取り組むには、行政や企業も含め、地域にかかわる団体同士がコミュニケーションを図っていくことが重要である。地域のさまざまな人たちのさまざまな協力を上手く結びつけていくことで、実現できることも広がっていく。
- 地域活動では、活動団体同士が緩やかにつながっている程度がちょうど良い。
- 町会・自治会も、市民活動団体など、さまざまな活動団体の活動に協力・参加していくべきである。
- 行政の施策や知恵等を上手く活用することで、活動主体間の連携を広げることや各活動の質を向上させることもできる。

<公共サービスを支える活動主体と行政の絆>

- 行政ができることと、民間だからできることがある。協働の時代と言われるが、まだ区民も十分に育っていないし、行政もどう取り組むか模索している状態である。区民も、自分でできることは自分でやり、行政にもやってもらいたいことは行政にやってもらう、という考え方を持つ必要がある。
- 行政は、絆を重視するならば、区民や活動団体と対等になるくらいの情報提供をする必要があるほか、コスト削減のための下請的な協働意識からも脱却しなければならない。また、活動団体が持つノウハウも積極的に引き出して活用すべきである。
- 地域の活性化のためには、地域を基点に物事を横断的に見ることが大切である。行政のさまざまな部署が連携すれば、世田谷発のもっと多様で新しいことができるはずである。

第4章 今後の展開

1. 各主体に期待される役割

- 世田谷らしい地域活性化の視点に立つとき、区民、活動団体、行政には、次の役割が期待されます。

- 区民 : 地域や地域活動への関心を深め、自らに相応しい方法で積極的かつ主体的に地域とかかわることが期待されます。
- 活動団体 : 町会・自治会などの地域団体は、地域の実情をよく知っており、区民相互のつながりや地域の課題解決の要となりながら、地域の活性化を支えることが期待されます。
NPO 等の市民活動団体は、各々が持つ社会的使命の遂行を基本としながらも、自らの専門性や機動性等の特長を、地域の活性化に活かしていくことが期待されます。
- 行政 : 区民主体の活動を尊重したうえで、行政の責任範囲を見定めながら、地域活動への支援や仕組みづくり、積極的な協働の推進など、地域活性化を支援します。

【参考】「各主体に期待される役割」に関連する各種調査結果やアドバイザー会議の意見

< 区民 >

- 世田谷区民は比較的、地域課題への認識や関心は高いが、課題解決に向けては、より広範な関心の高まりが求められる。
- 個々の意欲やライフスタイルに合った地域参加ができることが重要である。
- 地域に関心を持たない区民を地域から排除してしまわないように注意が必要である。

< 活動団体 >

- 町会・自治会のような地縁団体は、地域に根ざしたさまざまな活動を行なう中で、地域課題の解決に重要な役割を果たしている。
- 町会・自治会、商店街等、旧来の地縁組織を基盤に、NPO 等との連携・活用を検討していくことが重要である。
- 町会・自治会などへの参加に限らず、さまざまな形での地域参加、団体間の連携、ソーシャルキャピタル論などの信頼に裏打ちされた関係等も、地域の絆として重要である。

< 行政 >

- 各主体に役割を期待する前提として、行政の説明責任や意識改革が必要である。
- 自治は本来的には住民の自発的な活動であり、行政は、そのような自発的意思に基づく活動を育てるための施策を整理し、実施していくことが必要である。
- 行政は、支援メニューの利用を促すだけでなく、関連部署とも連携し、行政として自分たちが認識する地域課題や各種団体と協働して行いたいこと等を積極的に投げかける姿勢も必要である。

2. 各主体に求められる取組み

- ・ 世田谷らしい地域活性化の視点に立つとき、区民、活動団体、行政は、自らに期待される役割を認識し、相互に連携・協力しながら、基盤としての「絆」が重要である事を踏まえ、以下の姿勢で取り組むことが求められます。

(1) 身近な安全・安心を支える取組み

- ・ 日頃のあいさつ・声かけやお祭り、防災・防犯活動、学校・地域が連携・協力した活動などを通じて、区民同士が交流するためのきっかけづくりを進めます。
- ・ 区民が地域の絆の大切さを理解し、区民同士の交流や地域活動への参加につながるように、身近な地域での支えあい・助けあいの取組みや催し等について、積極的に情報発信します。
- ・ 災害時要援護者支援の取組みやあんしんすこやかセンター等福祉関係機関・団体等の協働事業などを通じて、さまざまな区民主体の支え合い・見守り活動の展開やそれを支える人材育成を行います。

(2) 地域活動を支える活動主体同士の取組み

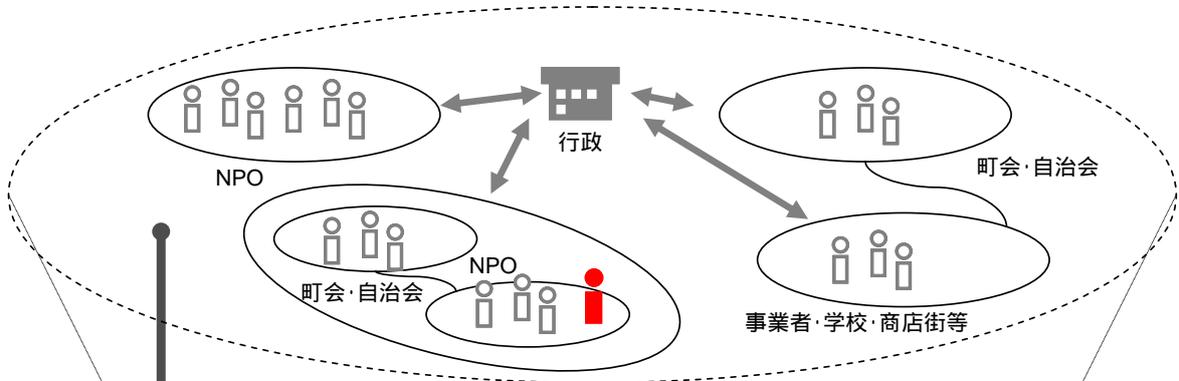
- ・ 地域課題や地域活動に関する各種情報を積極的かつ明確に提供し、地域にかかわる各種主体間で共有していきます。
- ・ 子どもから高齢者までさまざまな区民が自分に適した方法で主体的に地域活動に参加できるように、多様なきっかけづくりや場づくりを進めます。
- ・ 各活動の中心となる人材や複数の活動間をつなぐ人材を発掘・育成していきます。
- ・ 活動団体間での情報交換・交流・連携につながるようなきっかけづくりや場づくり、地域情報の発信・共有や区民の地域参加や活動の中心となる人材の発掘等につながる基盤・ネットワークづくりを進めます。
- ・ 活動団体における知識やノウハウの継承、さまざまな手段による資金や活動場所の確保、ICT(情報通信技術)の活用など、活動団体の組織運営力を総合的に高めていきます。

(3) 公共サービスを支える活動主体と行政の取組み

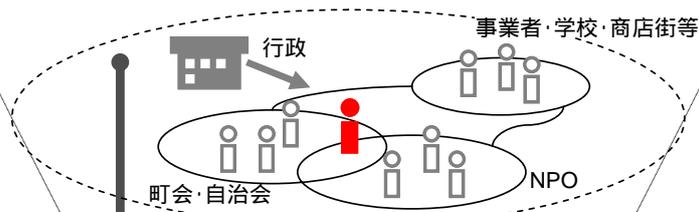
- ・ 行政における計画や施策の検討状況、評価・検証等に関する各種情報のほか、地域課題についても、区民や活動団体と行政の間で積極的に共有していきます。
- ・ 協働事業に対する理解を深め、積極的な提案や参加等により、事業実現のため更なる協働を図っていきます。
- ・ 区民の意見を反映させる仕組み(パブリックコメント等)、計画策定・事業実施段階や行政評価等への区民参加等により、区政への区民参画を一層進めていきます。

< 「各主体に求められる取組み」の概念図 >

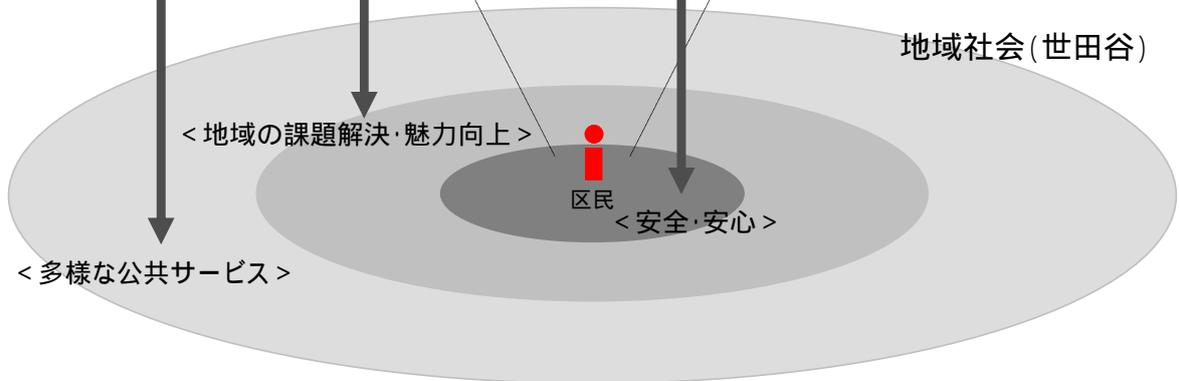
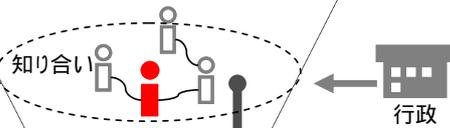
【公共サービスを支える活動主体と行政の取組み】



【地域活動を支える活動主体同士の取組み】



【身近な安全・安心を支える取組み】



<多様な公共サービス>

3. 行政施策の展開

- ・ 行政では、地域の絆再生支援事業等によりネットワークの拡充を図るなど、地区まちづくり活性化への取組みを推進しています。
- ・ 今後も、こうした世田谷らしい取組みの着実な推進を図るとともに、以下の観点に重点を置きながら、既存の取組みの見直しや新たな施策の展開を図ることで、区民自治と協働を基調とした「区民が創るまち」の実現を目指します。

1. 地域におけるさまざまな人々の参加や活動を促す仕組みづくり

多様な広報活動をはじめとするきっかけづくりや場づくりを通じて、中高年世代などこれまで地域とのかかわりを見出せなかった区民や子どもたちの地域参加を促進します。また、地域活動の活性化や連携を推進する地域のリーダーやコーディネーターとなる人材を育成し、地域活動の現場につなげます。

2. 地域の実情に応じた活動団体間の情報交換・交流・連携の環境づくり

町会・自治会や NPO、事業者、学校、商店街など、各地域で活動する団体同士の情報や意見の交換、交流を通じて、情報の共有を図り、地域の課題解決や魅力向上に取り組む緩やかなネットワークの形成を促進します。

3. 従来の枠にとらわれない新たな発想や手法による事業づくり

区民や活動団体が持つ地域の課題解決や魅力向上につながる提案等を踏まえた事業や、新たな手法や大学を含めた地域資源と幅広く連携・協力する事業を推進します。

4. 地域行政制度を基軸とした現場指向の体制づくり

本庁内の各部署、総合支所、出張所・まちづくりセンターの三層各々の役割と連携を強化し、地域のさまざまな機関・団体と連携しながら、各主体が円滑かつ効果的に地域活動を行えるよう、総合的な支援を展開します。

【資料編】

別紙1	検討経緯	16
-----	------	----

別紙2	統計データ及び各種調査結果	17
-----	---------------	----

- (1) 人口・世帯構成の変化
 - 人口の自然増減と社会増減の推移
 - 年齢3階層別人口の推移
 - 高齢者世帯の単独世帯の割合
 - 定住性(居住年数)地域の多様性
- (2) 区民のライフスタイルやニーズの多様化
 - 地域における日常生活での困りごと(地域別)
 - 区民のライフスタイルやニーズの変化
- (3) 地域の絆の希薄化
 - 地域のつながりの希薄化
 - 「このまちの役に立ちたいと思う」の設問に対する回答状況
- (4) 地域活動の現状
 - 区内町会・自治会への加入率とNPO法人数の推移
 - 地域活動への参加経験・参加意向

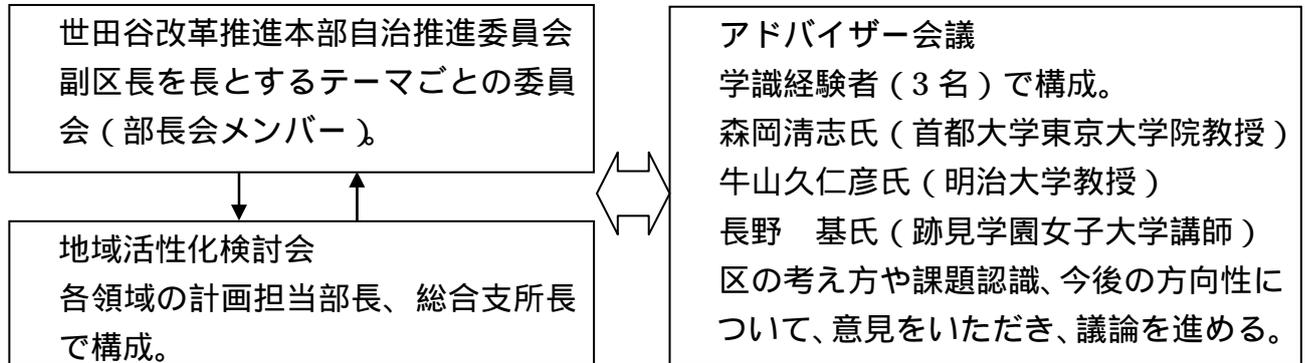
別紙3	アドバイザー会議における指摘事項及び庁内ヒアリング結果	24
-----	-----------------------------	----

別紙4	活動団体との意見交換会における意見	28
-----	-------------------	----

別紙5	世田谷区地域活性化に向けた指針(素案)に対する区民意見の概要	34
-----	--------------------------------	----

検討経緯

(1) 検討体制



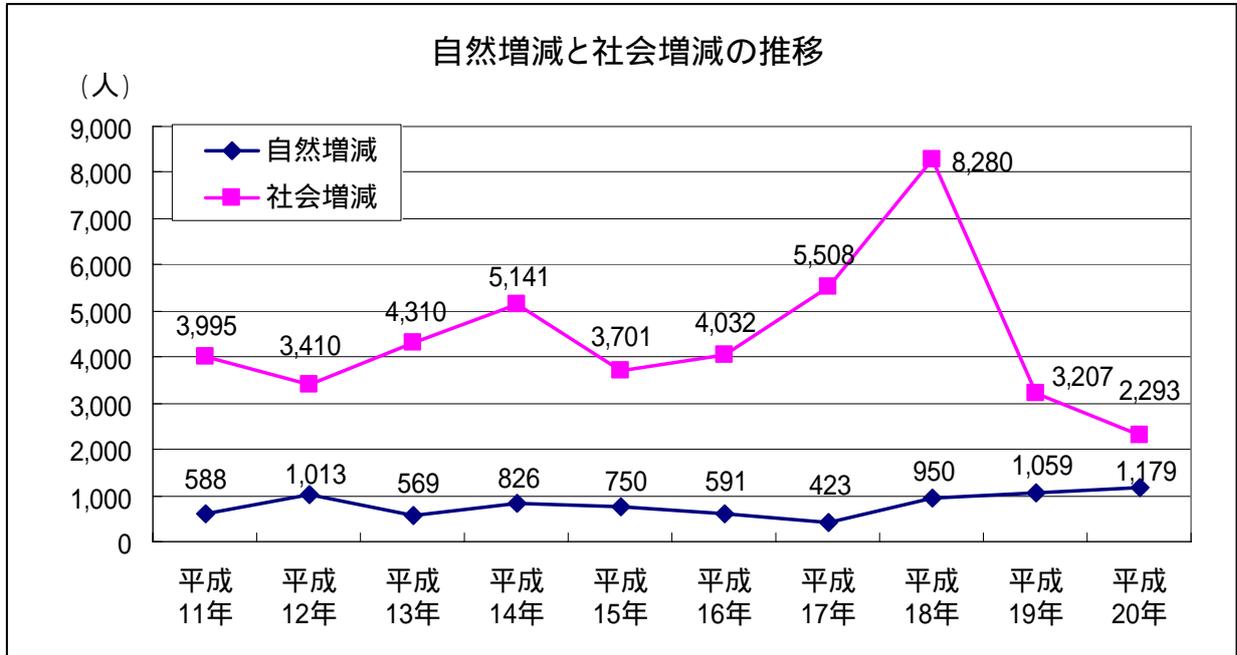
(2) 検討経過 (平成22年4月以降は今後の予定)

時期		検討経過
平成20年	11月	・「地域の活性化・地域の絆の再生」シンポジウム開催 ・「地域の生活課題と住民力に関する調査」実施
平成21年	2月	・企画・総務常任委員会に報告 (検討状況及び今後の検討)
	4月	・世田谷改革推進本部自治推進委員会に地域活性化検討会を設置 ・アドバイザー会議を設置
	5月	・庁内ヒアリング実施 (対象:生活文化部、産業政策部、保健福祉部、地域福祉部、都市整備部、教育委員会等)
	9月	・「世田谷区地域活性化に向けた指針 (骨子)」
	9月～	・活動団体との意見交換会
	10月	・「地域活性化・地域の絆の再生」シンポジウム開催 (10月31日(土)に世田谷区民会館で開催)
	12月	・「世田谷区地域活性化に向けた指針 (素案)」 ・区のお知らせ (12月25日号) 区のホームページ等を通じ、区民の意見を聴取 [平成22年1月24日まで]
平成22年	3月	・「世田谷区地域活性化に向けた指針 (案)」
	4月	・「世田谷区地域活性化に向けた指針」策定

統計データ及び各種調査結果

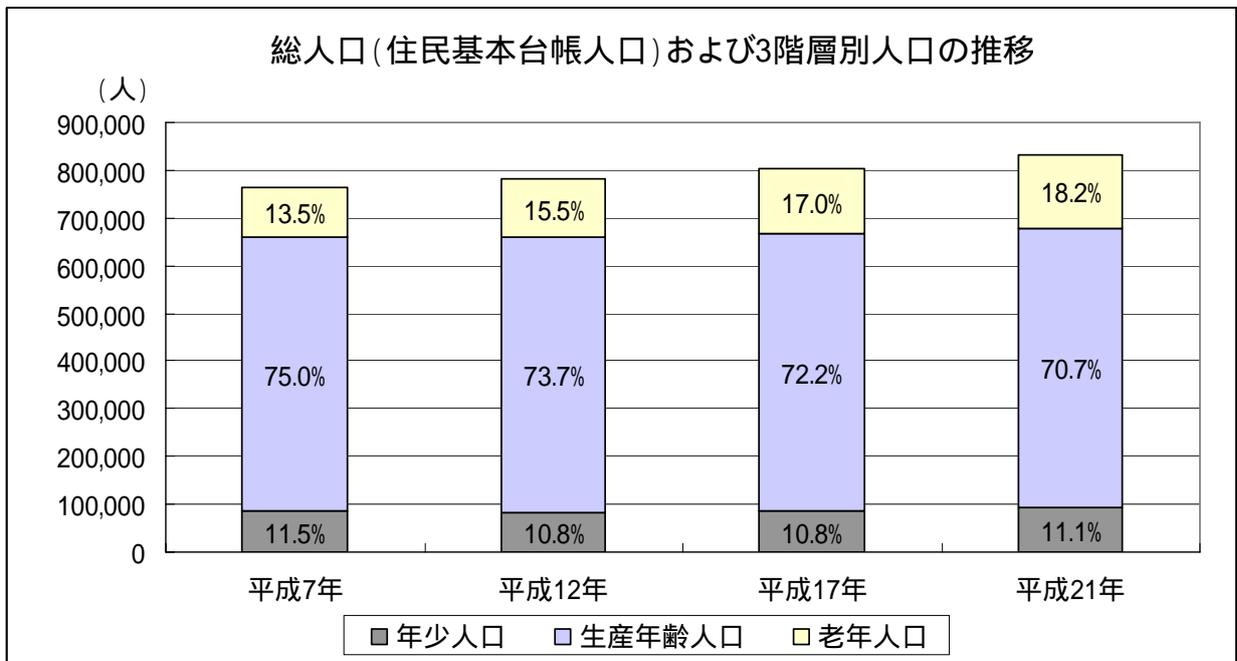
(1) 人口・世帯構成の変化

人口の自然増減と社会増減の推移



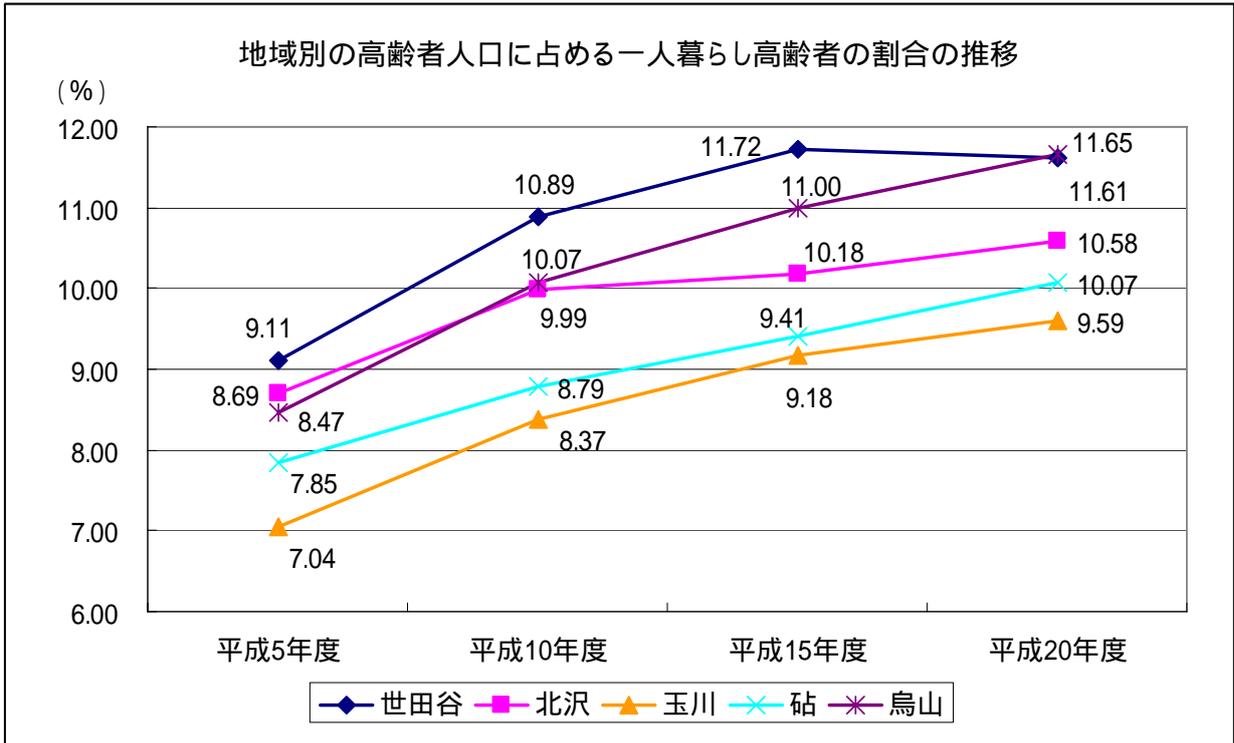
出典：世田谷区統計書

年齢3階層別人口の推移



出典：世田谷区生活文化部資料より作成

高齢者世帯の単独世帯の割合

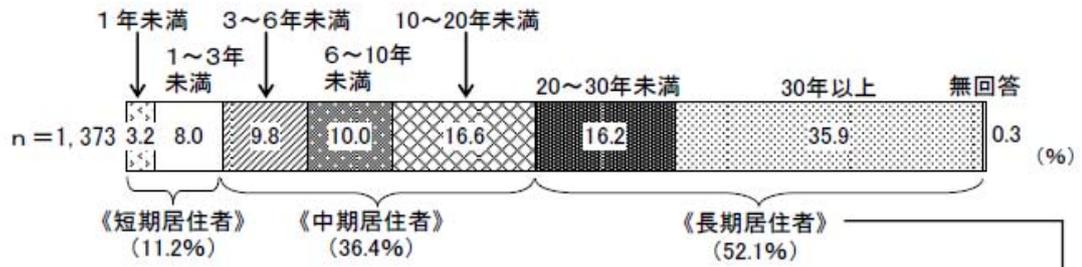


出典：平成20年度高齢者実態調査結果報告より作成

定住性（居住年数）

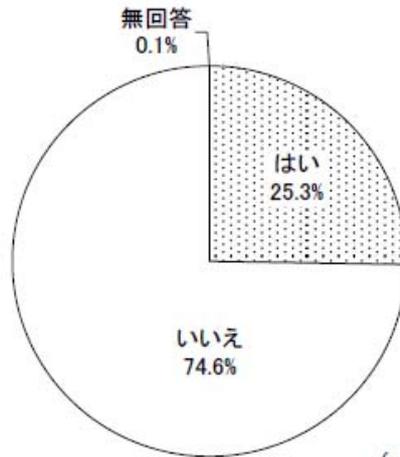
問 1 あなたは、世田谷区に住んで何年くらいになりますか。（○は1つ）

図 1-1-1



（問 1 で「20～30 年未満」または「30 年以上」と答えた方に）

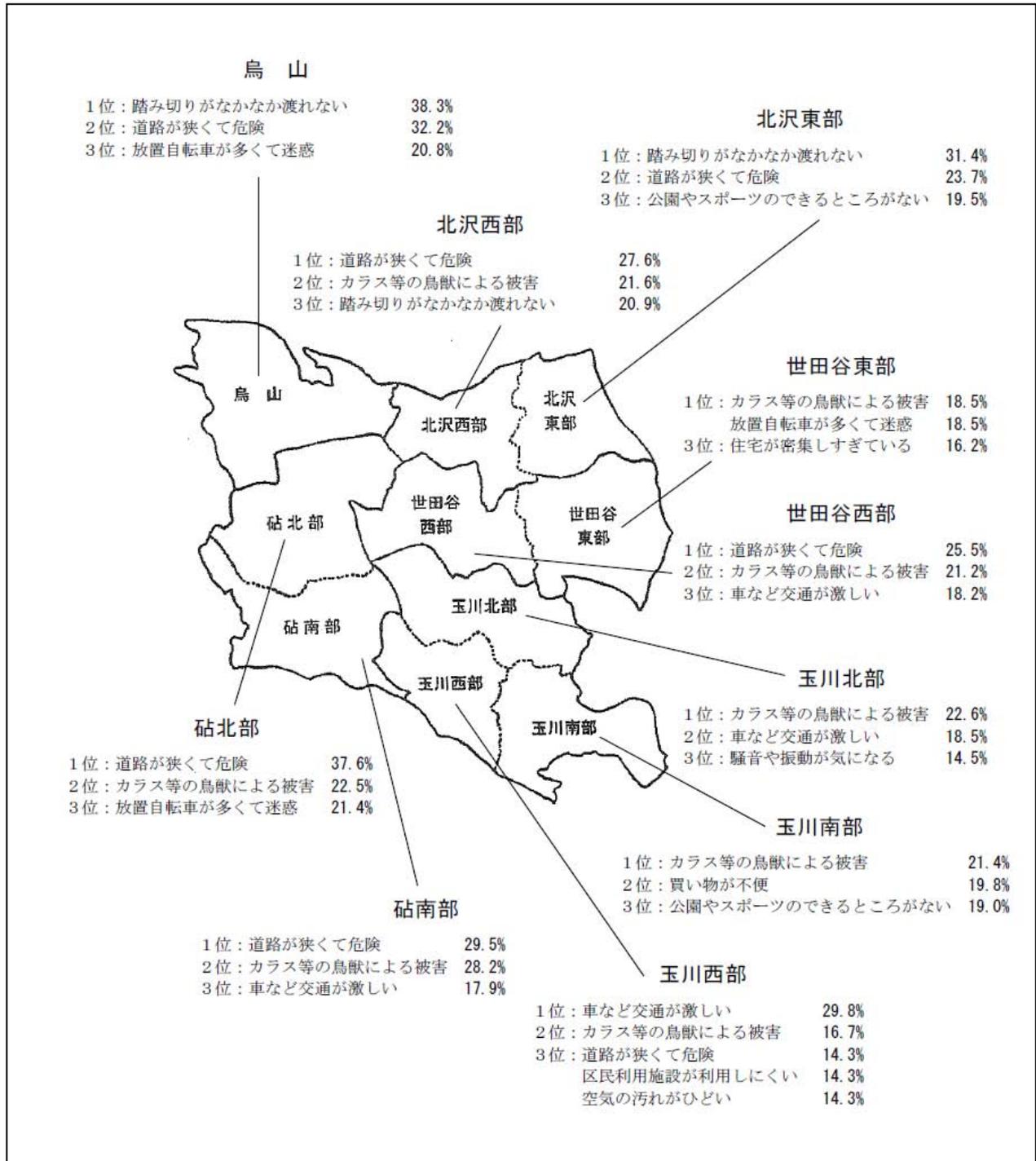
問 1-1 生まれた時からずっと世田谷区にお住まいですか。（○は1つ）



(n = 716)

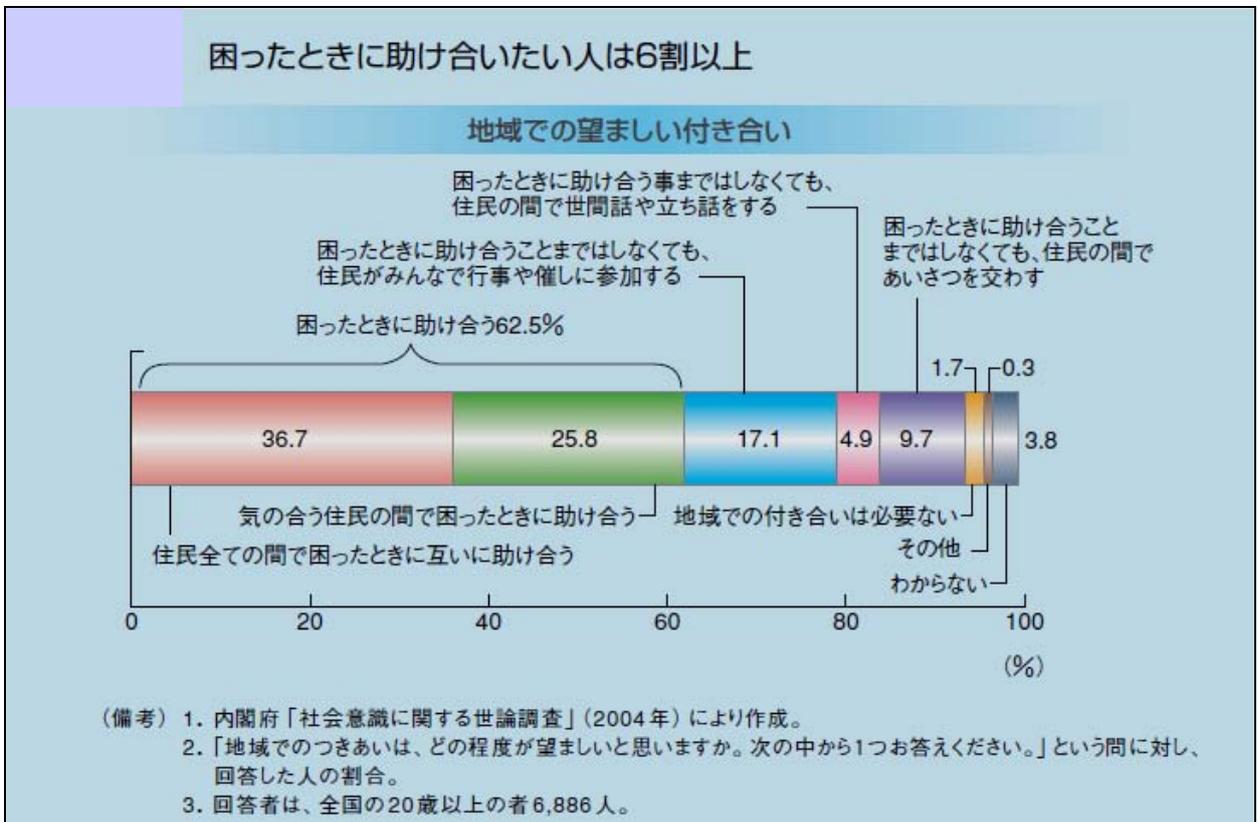
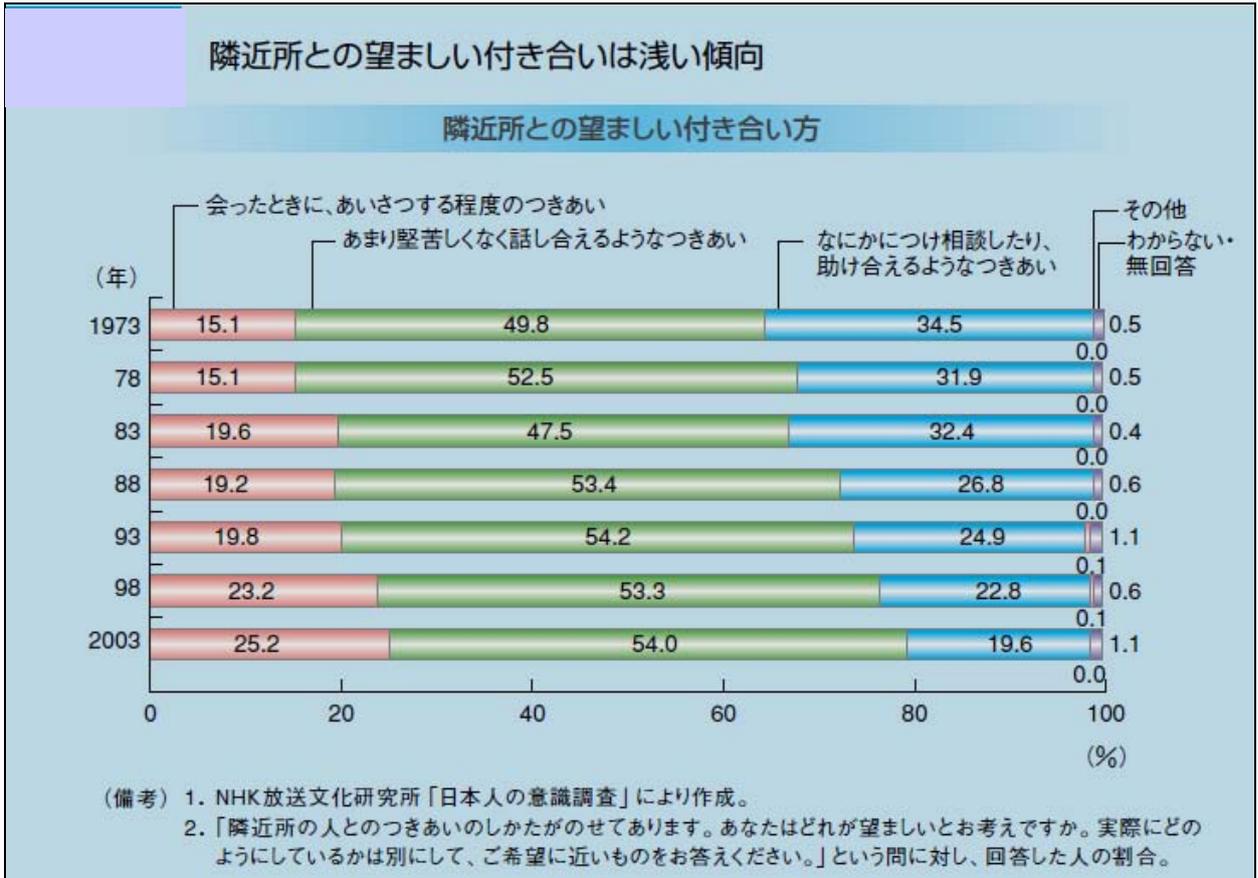
出典：世田谷区民意識調査 2009

(2) 区民のライフスタイルやニーズの多様化
地域における日常生活での困りごと(地域別)



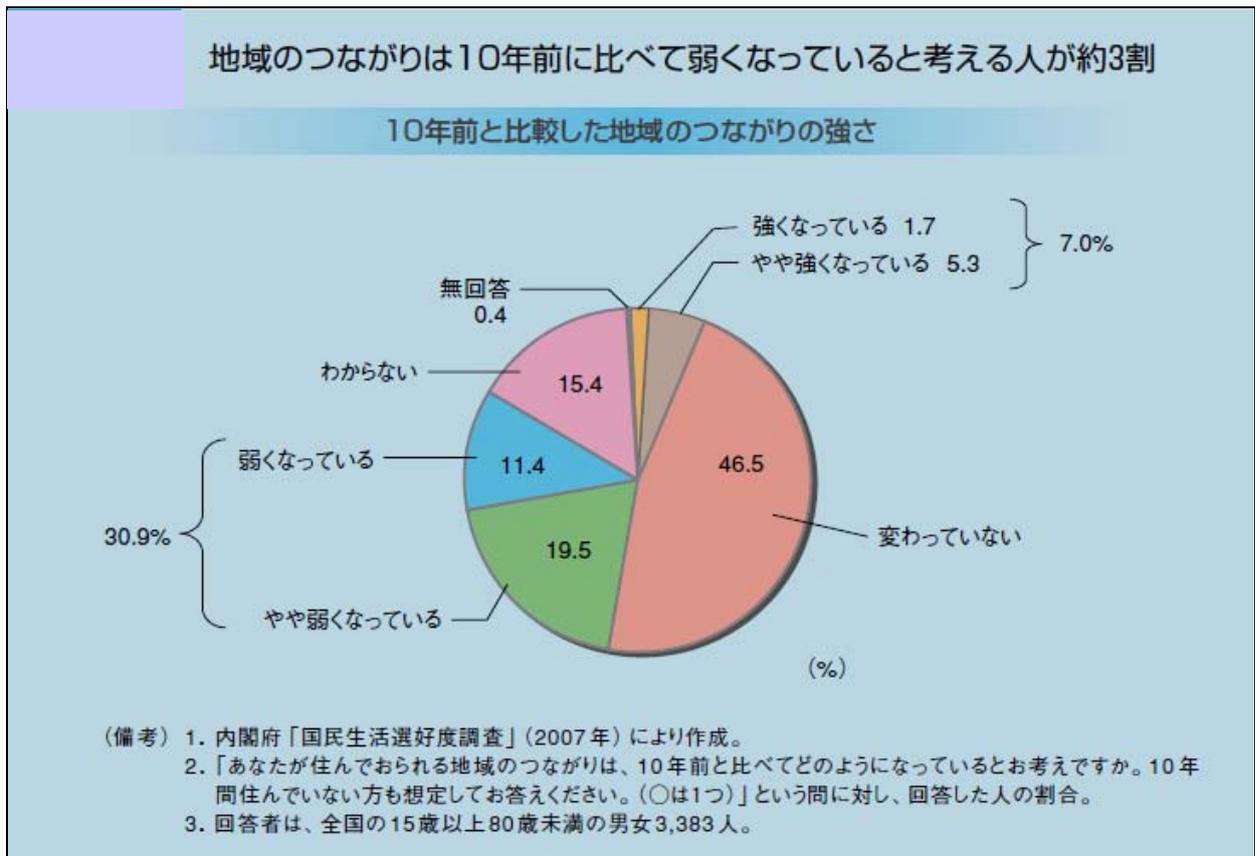
出典：世田谷区民意識調査 2009

区民のライフスタイルやニーズの変化



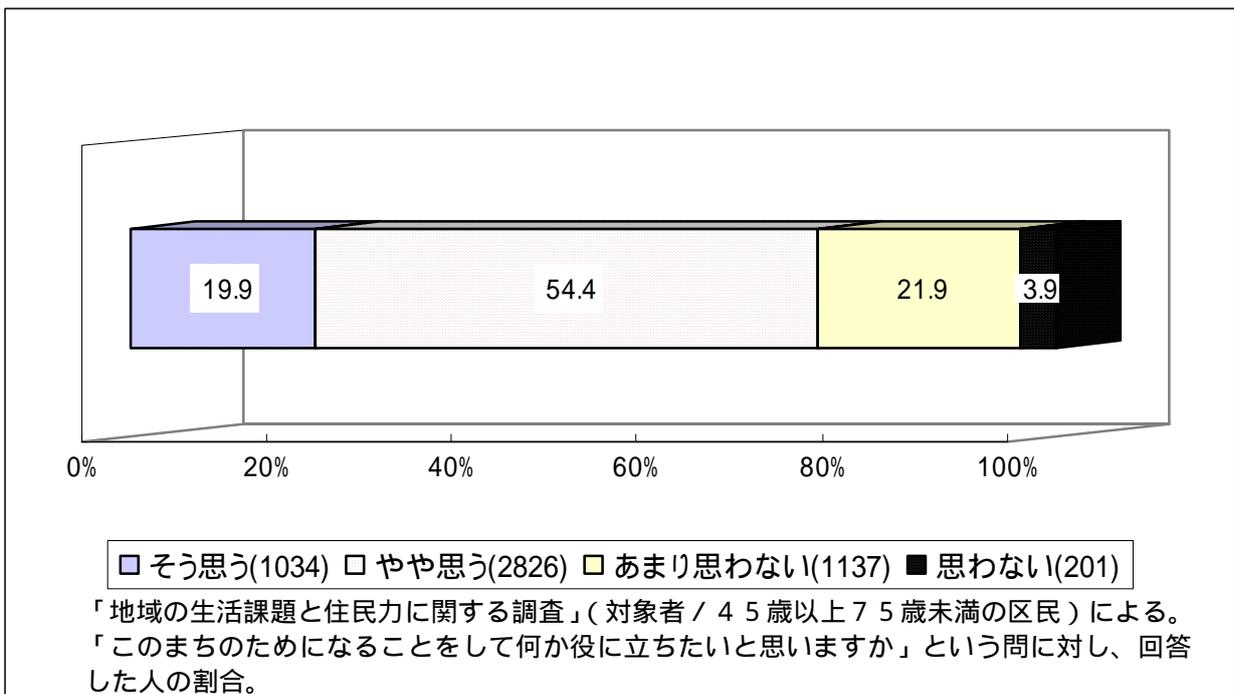
出典：内閣府「平成19年版国民生活白書」

(3) 地域の絆の希薄化
地域のつながりの希薄化



出典：内閣府「平成19年版国民生活白書」

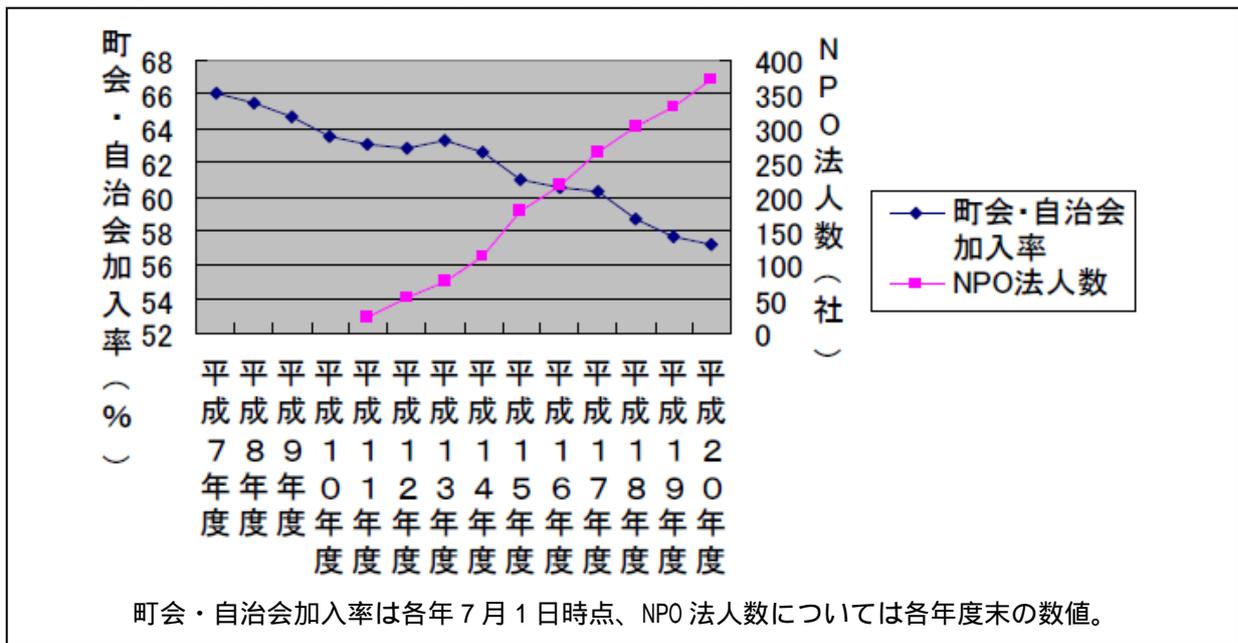
「このまちの役に立ちたいと思う」の設問に対する回答状況



出典：平成20年度せたがや自治政策研究所活動報告

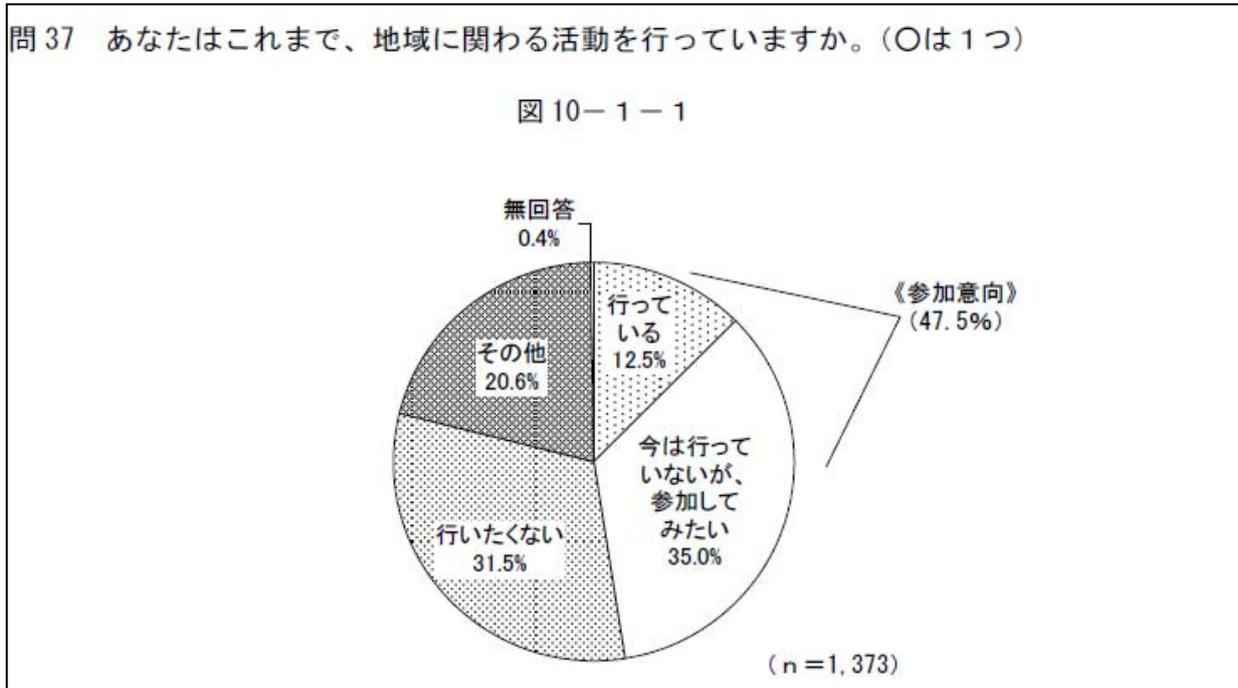
(2) 地域活動の現状

区内町会・自治会への加入率と NPO 法人数の推移



出典：世田谷区生活文化部資料より作成

地域活動への参加経験・参加意向



出典：世田谷区民意識調査 2009

アドバイザー会議における指摘事項及び庁内ヒアリング結果

平成 20 年度の庁内検討で整理した 6 つの論点にそって、アドバイザー会議での委員からの指摘事項と庁内ヒアリングにおける主管課の意見をまとめた。

(1) 理念・役割分担の共有

アドバイザー会議	庁内ヒアリング
<p>自治や協働を含め、地域の活性化に向けた区としての考え方の整理が必要である。</p> <p>自治は本来的には住民の自発的な活動であり、行政は、そのような自発的意思に基づく活動を育てるための施策を整理し、実施していくことが必要である。</p> <p>世田谷区は自治に関するかなりの実践があり、これまで様々な取組を行ってきて、今振り返るとほころびもある、といったスタンスでの見直しや方針の整理が適切である。</p> <p>地域に関心を持たない人を地域から排除してしまうことのないように注意することが必要である。</p> <p>地域の絆は、町会・自治会などへの参加に限らず、様々な形での地域参加、団体間の連携、ソーシャルキャピタル論などの信頼に裏打ちされた関係等も含むことを分かりやすく示すことが必要である。</p> <p>各主体の役割分担については、活動がうまく回っていない場合は明文化してあると良い面もあるが、活動がうまく回っている場合はその必要もない点に留意が必要である。</p> <p>行政を、自治や協働のプレーヤーの 1 つとみるか、マネジメント主体とみるかの判断が必要である。</p>	<p>日頃の地域活動や自治・協働の取り組みが、世田谷区全体や各地域の活性化につながるといった意識はある。そのような全体像について、区民・職員もさらに理解・共有していかなければならない。</p> <p>各主体の役割分担や地域活動への参加を促す前提として、行政のアカウンタビリティ（説明責任）や地域課題に関する正しい情報提供が行われていなければならない。</p> <p>世田谷全体として、自治・協働や地域活性化に対する取組み指針のようなものがあると良い。</p>

(2) 意識改革・相互理解

アドバイザー会議	庁内ヒアリング
<p>活動主体の育成といったとき、個人の意識の向上と、活動団体や組織の育成は分けて考えることが必要である。</p> <p>地域で過ごす時間が短いホワイトカラー男性などが、退職後、時間ができたときに地域活動に参加できるための入口が必要である。</p> <p>商店街においても、地域の振興がめぐりめぐって自らの商店の利益につながるという考え方を持つことが必要である。</p> <p>個人の意識の向上については、住民の意識だけでなく、行政側のアカウンタビリティ（説明責任）や職員の意識改革等の要因も重要である。</p>	<p>世田谷区民は比較的、地域課題への認識や関心は高いが、課題解決に向けては、より広範な関心の高まりが求められる。</p> <p>活動に参加する側／受け入れる（求める）側の間に壁があるため、互いの意識改革が必要である。また、参加しやすい仕組みやきっかけづくりが難しいところである。</p> <p>職員側でも、地域や地域活動に対する理解促進、新しい取り組みや庁内連携・情報共有に対する意識改革が必要ではないか。</p> <p>職員が地域に積極的に入っている（地域のことを知る／区民と同じ土俵に立つ／常日頃から継続的に地域にかかわる）ところでは、地域活動等がうまく行っている。</p> <p>主体間（行政を含む）の相互理解を進めるには、どうしても、ある程度の時間と根気が必要になる。</p>

(3) 地域課題の発見・共有・解決

アドバイザー会議	庁内ヒアリング
<p>地域の共同問題を明確化し、共有することが必要である。</p> <p>地域の活性化においても街づくり同様に達成課題が必要である。</p> <p>企画段階からの協働が必要である。</p> <p>活動や意思決定過程に参加しうる住民の育成が必要である。</p> <p>区民が新たに地域活動に入ってきたり、新しい組織が共通して人材をリクルートしたりするチャンネルや場づくりが必要である。</p> <p>成功している地域の事例を、地域特性を踏まえつつ、他地域に拡大・適用するという考え方も必要である。</p>	<p>区民が地域や地域活動に一層参加するようになるには、まずは、地域や地域課題について知ってもらうことが必要である（地域の課題が具体化していないと活動は起こりにくい）。</p> <p>地域に区民がより参加していく中で、新たな課題発見・共有が生まれ、地域による主体的な解決にもつながる事例もある。</p> <p>地域に関する情報集積、人材供給、課題解決につながるような地域ネットワーク基盤が必要ではないか。</p>

(4) 地域活動情報の発信・共有

アドバイザー会議	庁内ヒアリング
<p>自治・協働の推進にあたっては、地域（区や区内の各地域）の特性を考慮することが必要である。</p> <p>まずは「楽しい企画」を入口として、ここで他の住民とのコミュニケーションやネットワークを作ることが重要である。</p> <p>社会的属性や地域特性を踏まえ、無関心層に効果的に働きかけることも重要である。</p> <p>職員が持つ、地域に関する情報や知識（特性、町会・自治会の状況、地域課題等）の価値に気づき、職員同士、職員と区民との間で共有し、政策や活動に結びつけることが重要である。</p> <p>生活課題を解決するための資源の調達・配分・管理に関するルール化等が必要である。</p>	<p>参加のきっかけづくりの側面でも、情報発信は重要であり、受け手側の立場に立った情報発信方法を工夫しなければならない。</p> <p>「手伝ってください」といった素直な呼びかけの方が、区民は参加しやすい。</p> <p>区民参加の成果を積極的に発信・共有していくことで、地域活動に対する区民の理解もさらに深まりや協力も得やすくなる。</p> <p>類似の事業や情報が区の異なる部署からそれぞれ発信されている場合もあり、行政内部での情報の集約（連携・整理）が求められている。</p>

(5) 活動の連携・交流

アドバイザー会議	庁内ヒアリング
<p>協働では、生活課題を解決するために、各主体が変わりあうことも必要である。</p> <p>生活課題の解決に向け活動している既存のプレーヤー（町会・自治会、NPO等）の活用・連携に向けた行政支援が必要である。</p> <p>町内会・自治会、商店街等、旧来の地縁組織を基盤に、NPO等との連携・活用を検討していくことが重要である。</p> <p>コミュニティーワーカー、中間支援組織等のように、自治・協働をマネジメントする仕組みが必要である。</p> <p>民間事業者も巻き込んだ協働の仕組みが必要である。</p> <p>事業者の企業市民マインドのようなものへも期待し、事業者とNPOとの連携も含めた検討も必要である。</p> <p>検討の切り口としては、人・物・金・情報に加えて、活動の場の確保や団体間のネットワークという点も重要である。</p> <p>行政は、様々な部署がそれぞれに地域活性化のための取組みを行なうのではなく、それらを整理・統合する必要がある。</p>	<p>行政が団体間を直接的に無理に連携させようとしてもうまく行かないことが多い（事業ではなく、思いでつながるような連携でないと継続・展開しない）。</p> <p>活動団体の協力や連携を生み出すには、行政としては、彼らが取り組みやすいような形、やテーマ設定で協働を呼びかけていくことも必要ではないか。</p> <p>地域課題と団体、団体間をつなぐためには、行政とは別の中立的なコーディネーターが必要である。現在、地域のある課題に対して、連携した取り組み、情報交換、交流の場（ネットワーク）がほとんど無いが、烏山の推進地区（烏山ネット・わぁ〜く・ショップ）はうまく行っている事例である。</p> <p>一部の事業では、連携の成果も着実に出てきている。</p>

(6) 組織継続の経営力

アドバイザー会議	庁内ヒアリング
<p>経験やノウハウを継続していくためには、中心的に活動しているメンバーが次代をリクルート・育成して、代替わりしていくことが必要である。</p> <p>活動している人たちに、活動や地域資源を「次代に引継ぐ」という意識が必要である。今後は、退職者を中心とした65～74歳の住民の地域社会への参加がポイントであり、そうした活動への参加ルートや経験が継続されることが重要である。</p> <p>1つの組織内での代替わりだけでなく、同様の組織によって機能が代替されていけばよい活動もあり、組織を残すための支援だけにとらわれないことも重要である。</p> <p>町会・自治会やNPO等の個々の組織の運営や代替わりそのものに対して、行政が意見することはできないし、するべきでもない点に留意が必要である。</p> <p>組織の開放性を高める仕組み（役員等の多選禁止、地域外からの参加等）により、組織の活性化や意欲のある人材のリクルートにつながると視点も重要である。</p>	<p>活動が継続・発展するには、新たな人材を効果的に活用することの重要性を理解することや、地域をより良くしていきたいというモチベーションが高まるといったことが重要である。</p> <p>行政は、支援メニューの利用を促すだけでなく、関連部署とも連携し、行政として自分たちが認識する地域課題や各種団体と協働して行いたいこと等を積極的に投げかける姿勢も必要である。</p> <p>継続して活動していくには、人材力、資金力がものをいうため、各団体には、行政の補助金制度に頼ることなく、自主事業を展開したり、新たな資金確保の手段を模索したり、組織運営のノウハウを蓄積したりする努力も求められるのではないかと。</p> <p>組織内での代替わりだけでなく、別組織が立ち上がって機能代替されていけばよいという考え方や実例もある。また、ハード整備事業に絡んで立ち上がった団体の場合、ハード整備後は活動が下火になり、せっかくのネットワークが他分野への展開等に活用されにくいことが多い。</p>

活動団体との意見交換会における意見

各活動団体の活動内容を伺いながら、「(1)地域活動に取り組む上での問題点・課題」「(2)地域の各主体（区民、活動団体等、行政）に期待すること」「(3)地域の絆」の3点を中心に、意見交換を行った。各活動団体の主な意見は以下のとおりである。

(1) 地域活動に取り組む上での問題点・課題

活動分野	意見の概要
町会・自治会	<p>町会・自治会への加入率を向上させることが課題であり、マンション世帯の加入促進、子どもが卒業したPTAのメンバーの取り込みが必要である。</p> <p>町会・自治会のメンバーは高齢化が進んでおり、団塊世代を中心に、若い世代で地域に興味を持っている人をどう町会・自治会に取り込んでいくかが課題である。</p> <p>町会・自治会等の地域活動を応援してくれる人はいるが、役員のなり手が少ない。</p> <p>地域活動で忙しい人ほど、さらに様々な場面で活動してくれるため、彼らに負担が集中している。</p> <p>町会・自治会が地域のイベントを継続的に開催するためには、地域のさまざまな活動団体とも協力していく必要がある。</p>
中間支援、まちづくり	<p>これまでは、行政とNPOとの協働といっても、実質的には、行政の事業の一部をNPOが委託されているだけであった。昨年度から始まったNPO協働提案型事業の提案数の多さを、行政はもっと重く受け止める必要があるのではないか。</p> <p>地域活動は全てが一色に染まるものではなく、各々の活動に興味を持って集まってくれる人がいれば良いため、地域住民全般に対する自分たちの活動の認知度の低さは問題視していない。</p> <p>はっきりとした目的があり、時代にあっている話題であれば、興味を持って集まる人々はあるが、その話題を見つけるのが大変という団体が多いようである。</p>
みどり	<p>活動団体の思いや考え方を行政等に理解してもらうためにも、地域住民の声を聞くことも大切である。</p> <p>自治会の役員になることも、地域住民や行政から信用を得るための1つの手段である。また、長く住んでいる地域で活動しており、地域の人たちが自分のことを知っていたため活動しやすくなっている面もある。</p> <p>活動に対して理解のある人は多く、気軽に参加できるように工夫もしているが、活動に参加してくれる人はごく一部である。</p> <p>地域住民の中には、趣旨に賛同してくれる人も多いので、そのような人たちにいかにPRしていけるかが重要である。</p> <p>特定の分野・エリアだけでなく全体的な視点で活動してくれる人材、活動のハブ（軸）となる人をいかに多く集めるかも課題である。ただし、汗をかく人、頭を使う人、お金を出してくれる人など、参加の仕方はいい</p>

活動分野	意見の概要
	<p>ろいろあってよいし、それぞれに重要な役割である。</p> <p>若者にとってはNPO活動だけで生活していくことが難しいため、活動メンバーには若手が非常に少ない。</p> <p>活動をする上で建設業者等と交渉しなければならないこともあり、知識や情報が少なく苦労することもあったが、行政と相談したり、活動団体が交流する場に参加したりすることにより、協力者を見つけ、連携して活動することができた。</p>
地域支えあい(高齢者・子育て)	<p>社会福祉協議会の広報紙には分かりにくい面があり、活動内容をわかりやすく広報する必要がある。</p> <p>担い手自身も高齢化しており、今後も活動が続いていくか心配である。補助の対象となる活動回数に上限があるため、同じ目的の団体でも、一緒にやるより別団体として活動したほうがよい状況になっている。</p> <p>活動場所が少ない。行政等の施設の利用予約にもさまざまな条件があり、使いにくいものとなっている。</p>
生涯現役(福祉)	<p>活動開始当初は、地域住民も新しく来た団体に対して閉鎖的なところがあったが、継続的にあいさつ等の声かけや活動内容の周知をしたことで、次第に理解されるようになった。</p> <p>人を募集して行なう講座等の企画をPRする際に、他団体への公平性という理由で行政からは協力を得にくい場合がある。区報もミニコミ誌も活動に参加していない人には読まれていないことが多く、PR方法がとても難しい。</p> <p>多くのスタッフは無償で活動しており、活動してくれる人がいる間はよいが、活動の継続性の面では問題がある。今後もずっと活動を継続していくためには、新たな担い手が必要である。</p> <p>地域活動へのきっかけを見つけた人に対しては、その後の活動場所や、これならできるとしてもらえる活動メニューを用意してあげることが重要である。</p> <p>活動場所が狭いため、どのような良い企画を考えても実施できないこともある。駅から近いなど、地の利がよく気軽に寄れる場所に、ある程度広いスペースを設けられると良い。</p>
商店街	<p>地域全体の活性化のために活動しても、商店街の利益のためだと思われるなど、区民の理解を得るのが難しい場合もある。</p>
地域運営学校	<p>地域活動への参加意欲がある人も多いため、どのようにして、彼らをその気にさせるかが課題である。ボランティアも、実際に行動することがないと、自然消滅してしまうが、いつ何をするかが決まっていると参加しやすいようである。</p> <p>地域の人々を含めた関係者の多くに、地域運営学校のビジョンを浸透させるのは難しい。</p> <p>他の学校や地域との間で、連携や情報交換が非常に少ない。学校同士がもっと連携してやっていくようなオープンな気持ちを持てるとよい。</p> <p>地域の人々が自由に何かをやる時間がなくなっており、そういう時間がないと、地域づくり等の活動もうまくいきにくい。</p>

別紙 4

(2) 地域の各主体（区民、活動団体等、行政）に期待すること

活動分野	意見の概要
町会・自治会	<p>区民は、困ったときには互いに助け合うという認識を深め、支えあいのつながりを継承していくことが重要である。</p> <p>地域にかかわるさまざまな人や団体が、一丸となって課題解決に取り組むには、地域にかかわる団体同士がコミュニケーションを図っていくことが重要であり、そうした団体が集まる場が必要である。</p> <p>すべての地域で画一的な取組を行う必要はなく、他地域の取組みの良い部分を自分たちの地域なりに取り入れ、地域の特性等に応じた取組を進めればよい。</p> <p>町会・自治会では、行政等（消防、警察等を含む）からの回覧にかかる作業負荷が大きい。行政等は町会・自治会の事情も理解して作業を依頼すべきである。</p>
中間支援、まちづくり	<p>報酬を求めずに働く地域住民はいるが、地域活動の意欲がある人たちを動かす地域コーディネーターが不足している。地域の課題を見つけ、地域の人々に働きかける訴求力があるのは、その地域の住民であり、地域住民でないと地域コーディネーターは務まらない。行政には、少なくとも、地域活動をサポートする事務局機能を担ってほしい。</p> <p>これまで、女性と子どもが支えてきた地域活動を、今後は男性、特に団塊世代につないでいきたい。また、最近の若者は、地域活動に対して理解もあるし、ITなどを活用した情報発信力は目を見張るものがある。NPO活動への予算配分が少ない。行政全体として、市民活動をどう捉えるかの議論をきちんとすべきである。</p> <p>まちづくり協議会等、地域にはさまざまな委員会があるが、実際それらのメンバーの多くは重なっている。行政が地域に対してさまざまな取組を行っているのは良いが、全体として、地域にどれだけのものがかぶさっているのかを横断的に見る部署が必要である。</p>
みどり	<p>行政の提供する人材育成の場でノウハウを身に付けた人材が、学んだことを地域に持ち帰って活かす仕組みを、行政が作ることが必要である。</p> <p>行政の職員にも、現場に来て活動を体験し、問題となっていることなどを一緒に考えてもらえるとよい。そのうえで、活動団体に任せられることは任せてくれてよいし、アドバイスをもらえる部分はもらいたい。</p> <p>住民も自分でできることはやるべきであり、そのかわり、行政にもやってもらいたいことはやってもらう、というように考える必要がある。</p> <p>行政からの委託事業では、行政側が、安くするための下請事業という姿勢に向きがちだが、それでは活動は育たないし、事業の実施自体困難である。また、事業実施にかかる人件費も委託費から除外されてしまう場合が多く、問題である。</p> <p>縦割り行政が壁となっている。まちのことを総合的に扱う窓口がなく、行政側には横でつなぐ役割を担う部署が必要である。</p> <p>地域の桜並木の落ち葉清掃には、地元の小学校や企業も参加している。これをきっかけに、そのまま活動に残ってくれる人が出てくるとよい。</p>
地域支えあい（高齢者・子育て）	<p>退職後や子育て後の住民等、地域に関わることができる人たちが、ボランティアに登録できるような組織・場所があれば、活動を手伝ってくれ</p>

活動分野	意見の概要
	<p>る人を募ることができる。 児童館や学校、町会、行政等に、広報に協力してほしい。特に行政には、区の掲示板や区報への掲載等、もっと広報できる場をつくってほしい。区からの助成を受けている活動は、社協の関連施設を利用できないなど、行政と社協との協力体制が十分ではないと感じる。</p>
生涯現役	<p>実際に地域活動を始められるのが退職後であっても、考え方の柔軟な50歳代のうちに地域活動に参加しておくことで、退職後スムーズに活動に参加できる。 自分の会を守るという意識が強すぎて、ネットワークを作ろうという考えにまで至らない団体が多い。 行政ができることと、民間だからできることがある。協働の時代と言われるが、まだ市民も十分に育っていないし、行政もどう取り組むか模索している状態である。行政に対して要求だけすればよいと考える住民もいる中で、調整する役割を果たす存在は重要である。 活動団体にはノウハウもたくさんあり、行政もそのノウハウを引き出して活用すべきである。 地域の人が何かしたいと思ったときに、その思いを地域のニーズにつなげる役割を担う組織(社協、トラストまちづくり、コーディネーターと呼ばれる団体等)は既にある。こうした既存組織には、人を育てて人と人をつなぐ役割をもっと積極的に担ってほしい。 人材育成として講座を行なった後、育成した人材を地域に還元せず、講座を開催している団体の中に抱え込んでしまっている。 行政による支援は、活動の立ち上げまではよいが、その後、活動を継続するためのフォローがないことも問題である。 今は、区報もあまり読まれておらず、HPは高齢者・障害者は見ない。もっとわかりやすく、入りやすく、聞きやすい地域になればよい。</p>
商店街	<p>今後は、これまで商店街とかかわりの少なかった男性とも、一緒にやれる仕組みを作っていきたい。 行政と連携し、行政の施策を上手く活用することで、活動主体間の連携も広がり、各活動の質も向上する。 最近では、企業も地域貢献の意識が高く、地域のために何かやりたいという思いを持っている。 地域のさまざまな人たちのさまざまな協力を上手く結び付けていくことで、実現できることが広がっていく。 行政に対しては、縦割りの解消を期待する。各地域の総合支所がもっと機能すべきとも言える。地域の活性化のためには、地域を基点に物事を横断的に見ることが大切である。産業、道路、芸術・文化など、さまざまな部署が連携すれば、世田谷発のもっと多様で新しいことができるはずである。 世田谷に住んでいて良かったとか、世田谷だから享受できる喜びや楽しみを提供するという方向性を区としても考える必要があるのではないかと。</p>

別紙 4

活動分野	意見の概要
地域運営学校	<p>地域を良くしたいという思いが地域づくりのエネルギーになるが、自分たちの手でそうした地域を作ることができるというあたりが、まだ見えていない。</p> <p>自分の立場をどこに置くかによって、ものの見方や気持ちが変わる側面もあるため、立場等の違いを超えて、さまざまな人とつながることも必要かもしれない。</p>

(3) 地域の絆

活動分野	意見の概要
町会・自治会	<p>地域の絆をつくる時間的余裕がない人も多いと思うが、まずは集まって話し合うことが重要であり、そこから一步一步前進していけば良い。</p> <p>最近、地域のさまざまな活動団体が登場してきており、町会・自治会もできるだけそうした新たな団体の活動に参加していくべきである。</p>
中間支援、まちづくり	<p>町会・自治会に対して行政からの依頼が多すぎて、さまざまな活動に駆り出されるというイメージが強いため、町会・自治会が住民に距離を置かれてしまい、人材不足で困っているという図式があるのではないかと。町会・自治会は、この負の循環の図式を変えていかなければならない。</p> <p>個々の町会・自治会の区域をまたがった課題などの場合は、町会が前面に立たないほうが良い場合もある。</p> <p>行動を起こすときに、必ず、町会・自治会を通すのではなく、自分が選べる選択肢、チャンネルがいくつかあることが重要である。</p> <p>目的をもって、地域で共有して活動していけば、NPO とか町会とかの区別なく、協働していける。地域はもっと緩やかにつながっているのが良い。</p> <p>地域活性化とは、課題や解決方法を思いついた人が相談したり、実行したりできる場所やそれを支援してくれるものが地域の中にあり、地域課題を自分たちのまわりで解決できることではないかと。</p> <p>地域と行政との関係について、世田谷区では既存の仕組みがきっちり作られていることが、逆に、次の展開を難しくしている。</p>
みどり	<p>新しく来た住民に対するアプローチが難しいが、この壁を突破できるのは子どもであり、子どもが地域活動に参加してくれることで、親も活動を知り、理解してくれる。</p> <p>町会とうまく付き合うことができているのは、一緒に何か活動するというよりは、ゆるやかにつかず離れずという関係を保っているからだと思う。</p> <p>町会と身近なまちづくり推進協議会にも参加し、活動内容を報告したり、いろいろなアイデアをもらえたりしている。このことで、自分たちが何をしているのか、地域の人々にも見えやすくできている。</p> <p>行政は、絆を重視するならば、住民や活動団体と対等になるくらいの情報提供をする必要がある。</p> <p>団体どうしが横につながることは非常に重要であり、横につながること</p>

活動分野	意見の概要
	<p>で、お互いに情報交換して課題の解決方法を共有することや、行政や住民に向けて協力して情報発信をすることができる。</p> <p>団体どうして一緒に活動するまでにはなかなか至らないが、活動団体間での定期的な集まりがあり、そこで情報共有はある程度できている。</p>
地域支えあい(高齢者・子育て)	<p>地域によっても事情は異なり、立ち話をしている人が多いような地域もあれば、道で人に会わず誰が住んでいるかわからない地域もある。</p> <p>地域の人が集う場所を作るためには、利用者のニーズを踏まえた設備を充実させるなど、その場所に行きたいと思わせる工夫も必要である。</p> <p>地域の人たちで集まる機会があれば、それをきっかけに輪が広がっていく。災害時にだけ助け合うというのは難しい。普段から、地域の人々がお互いに支えあっていくことが必要である。</p> <p>団体同士も地域の中で一緒に支えあっていけるとよい。</p>
生涯現役(福祉)	<p>商店街のように便利で人の集まりやすい所に、地域の人々が自由に集って話せる居場所、フリースペースが必要であり、そういった場所があると絆もつながるのではないか。</p> <p>1つでも2つでも地域の絆にとってよいモデルができれば、多くのコストをかけずに他の地域でも追随することができ、広めていけるのではないか。</p>
商店街	<p>学校に阿波踊りを教えにいったことがあり、街を歩いていると、自分が知らなくても声をかけてくれる子どもたちがいるのは、うれしいことである。</p> <p>他の団体と上手く連携するコツは、あまりべったりにならないことである。組織の長どうしは理解・許容できたとしても、組織の各メンバーまでそうした意識を浸透させるのは難しい。</p> <p>地域の絆については、お互いが見えるシンボリックなものや目標があるとよく、それをもとにお互いが会話できることが重要である。それをどう作るかが地域の命題である。</p>
地域運営学校	<p>地域の中で知り合いが増えることは、地域に住んでいる人にとっては幸せなことではないか。地域の活動で知り合った子どもからの挨拶等が、活動を続けるモチベーションにつながる側面もある。</p> <p>祭礼などに子どもが参加すると親も参加する、神社のことを知って地域のことを知る、といった図式が生まれる。伝統というものも地域の絆を形作る1つの要素である。</p> <p>地域の中に、気軽に立ち寄れる、集まれる場所があると、子どもと地域の人の交流も含め、そこでのつながりから新しい取組みが生まれる可能性がある。</p>

世田谷区地域活性化に向けた指針（素案）に対する区民意見の概要

区民の皆様より、さまざまなご意見、ご提案をいただきました。その概要をご紹介します。（ご意見等を頂いた人数：4人 件数：28件）

	項目	意見の概要
1	広報活動、情報発信・共有	<p>コミュニティを維持するための取組みとして、地域に協力したくなる広報活動を展開していく必要がある。そのためには、コミュニティの努力だけでなく、行政との協働が不可欠だと思う。</p> <p>区内の町会・自治会のホームページを探したが見当たらない。作成や運営について町会・自治会の負担が大きいのであれば、区としての支援が必要ではないか。</p> <p>思いはあっても、地域活動に踏み出せない人も多いのではないかと。ブログのような情報発信は一つのきっかけとなるのではないかと。効果的なきっかけづくりを進めてほしい。</p> <p>コミュニティ内の合意形成や相互確認について、匿名のやりとりによって、わだかまりを解消していくのもよいと思う。誹謗中傷はしない、反対意見を削除しないなどのルールは必要であるが。</p>
2	人材育成・確保	<p>子育てがひと落ち着きした世代や定年退職した世代が、ささやかな収入を確保しながら、社会に役立ち、やりがいも得られる緩やかなビジネスモデルの創出が必要かと思う。</p> <p>地域活性化を担う人材として、定年退職者、家庭の主婦などを独立の事業者として最大限活用できるような仕組みを作ることが必要ではないか。</p> <p>人々の参加と活動を促す仕組みが必要である。例えば、地域活性化100人委員会のような仕組みで、公募により企画の段階から参加してもらい、地域リーダー（人材）を養成してはどうか。</p> <p>地域活性化を進めていく中で、障害者の雇用を確保していく必要がある。雇用の可能性のある分野もさまざまにある。障害者に夢と希望を与えることを目的の一つにしたいものである。</p> <p>地域の方々が小中学校のクラブ活動や授業に関わるなど、地域が学校や子育てに参加できる仕組みづくりを進めてほしい。</p>
3	人と人のつながり、文化・伝統	<p>一人の人が複数の団体に所属すると、つながりも増えてネットワークも広がると思う。NPOや活動団体に所属するだけでなく、町会などにも所属してもいいのではないかと。</p> <p>生まれた土地、住んでいる地域を誇りに思うのは、その歴史が育んできた文化があるからだと思う。伝統的行事を続けていくことは、愛着や帰属意識、積極的なコミュニティへの関与への動機づけになる。共通の思いが、人と人の信頼関係を強くしていく。</p> <p>地域活性化に向けて世田谷を全国に発信していくには、広義の文化が一つの戦略になると思う。人と人のつながりも一つの文化、人と人をつなぐコミュニティアートの実現を目指してほしい。</p>

別紙 5

	項目	意見の概要
4	コミュニティの規模など	<p>コミュニティの適正規模として、町会・自治会や小学校区は大きいと思う。合意形成、相互確認が容易な規模の小さなコミュニティが必要。お互いの顔が見え、親近感も芽生えやすい。旧知の方とそうでない方とでは、前者に情が出てしまう傾向があるが、特定の人に疎外感を与えるとコミュニティは機能しない。排他性を克服していくクッションになるものが必要。</p>
5	大学連携・地域資源	<p>大学を地域の資源として捉えているが、近隣自治体にも、さまざまな大学があるので、区内に限らず広い発想で大学連携に取り組んでほしい。</p>
6	新たな発想・手法等	<p>地域を市場と見立てて、地域の問題をビジネスのような手法により解決することが必要ではないかと考えている。</p> <p>活動を支援するファンドと活動場所の確保、事業として成り立つための支援を行う組織を作り、国の施策ともマッチするような展開を図ることが必要かと思う。</p> <p>地域の特性を十分配慮した上で、地域のニーズを横割りで捉え、組織化を図る必要がある。この取組みを通じて、縦割りの弊害も解決される可能性があると思う。</p> <p>地域活動場所として、区内を10区画に分割し、その活動拠点が必要である。お互いに顔が見えるような環境が大事である。NPOや個人の創業の機会をつくり、コミュニティビジネスのような取組みによって地域問題の解決と地域活性化を同時に図ってほしい。</p> <p>世田谷らしい先進的なモデルとなるような21世紀型イノベーション(革新・刷新)を目指してほしい。</p>
7	国と地方の役割分担・改革	<p>地域活性化に向けた指針は、自治の推進を掲げる内容でもあり、国の地域主権や地方分権の取組みについて、区としての考え方を盛り込むべきかと思う。</p>
8	その他	<p>家庭菜園の勉強をしたいが、土日に参加できるプログラムがあるとよい。</p> <p>料理の勉強会のできる施設が自分の住んでいる近くでない。</p> <p>週2回程度、定期的に通える「運動プログラム」(クラス)があるとよい。</p> <p>楽器の練習ができる防音装置の施設が少ない。</p> <p>住民のすぐそばに手頃な規模の小さなコミュニティ施設があるとよい。</p> <p>人が集まりやすい場所(空き部屋など)を住民に開放してはどうか。</p>